

平成31年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成31年3月4日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度施策等の説明
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、平成31年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び福田徹議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から3月20日までの17日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 はい。異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る1月20日に、平成31年東京川棚会が開催をされております。今回は正副議長が出席をいたしました。

当日は、東京及び近隣にお住まいの皆さんがお見えになり、約60名の方々が参加をされております。来賓として波佐見町、東彼杵町そして大村市の東京会の方々が参加をされております。町長さんの近況報告、総会の後、懇親会に移り、アトラクションや川棚の特産品を含めた抽選会も行われ、「ふるさと川棚」の思い出話など、和気あいあいの中で1年ぶりの再会を楽

しんでおられました。

また、翌日の1月21日には、クアーズテック本社と日本ハム及び日本フードパッカーの東京事務所を町長さんと訪問し、近況の報告並びに意見交換等を行っております。

次に、2月12日に東彼杵道路建設促進期成会臨時総会が佐世保市で開催をされました。

主な内容は、東彼杵道路は平成6年に地域高規格道路の候補路線として指定をされましたが、従来の高規格道路の通常スキームでは優先度が低いために、新規事業化は大変厳しい状況にある中、昨年から国の審議会における協議で、有料道路事業の活用が改めて着目をされるようになったことを受け、有料道路事業を活用することを一つの手法として進めることが、東彼杵道路の早期事業化に繋がるために、今回、期成会臨時総会を開催して、有料道路事業を活用する方針を確認して決議を行い、関係機関へ今後積極的に要望活動を進めていくことを決定をいたしております。今後の早期の事業化に期待をいたしたいと思っております。

次に、2月19日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会平成31年第1回定例会が長崎市で開催をされ、条例の一部改正1件、平成30年度の一般・特別会計の補正予算、平成31年度の一般・特別会計の予算等を決定し閉会をいたしております。

同日、第70回の長崎県町村議会議長会定期総会が同じく開催をされました。

総会に先立ち、全国議長会・県議長会による自治功労者への表彰伝達が行われております。

その後、総会を行い、会務報告、議事に入り、平成30年度事業計画と歳入歳出予算、協議事項1件の決定と「総会決議」を行い閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をしました「議長諸報告」が12月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分および平成30年度定期監査及び指定管理者監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、後ほど

ご一読をお願いいたします。

また、本定例会までに受理した陳情書等3件については、配布にとどめますのでご了承をお願いいたします。

ここで、議員のうちから監査委員候補者を選出する件について報告をいたします。

平成29年に地方自治法が改正をされ、「議選監査委員」を平成30年度から条例の定めるところにより、選任しないことができるとされました。

このことから、平成29年の12月21日付で、議会運営委員会へ取扱いについて、議長より意見を求める諮問を行ってきたところでございます。

このたび、議会運営委員長名で、平成31年2月28日付で答申がっておりますので、この機会に報告をしておきます。

その内容は「議会から選出された監査委員は、地域の実情や町の事業を精査し、専門家とは異なる目線を持って監査を行っており、識見を有する代表監査委員を補い、バランスの取れた監査体制となっている。監査の実効性を上げていくためには、議会との連携が重要であるものと考えられることから、引き続き、議会から監査委員を選出する必要があると判断する。」であります。

したがいまして、「議選監査委員」の選任については、当面は現行のままということになるかと思えます。

以上で、私からの諸報告を終わります。

(10:07)

議 長 次に、日程第4、「新年度施策等」の説明を行います。

町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、平成31年度施策等に関する町長説明書を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様おはようございます。本日、ここに平成31年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

平成31年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信を申し述べ

ますとともに、新年度施策についての説明を申し上げます。

我が国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに回復している。」とされており、長崎県内の経済につきましても、「緩やかに持ち直している。」とされているほか、昨年7月に過去最高タイとなった有効求人倍率は、引き続き高い水準で推移しているようであります。

このような中、地方財政の指針となる「平成31年度地方財政計画」が、2月8日に閣議決定のうえ、国会に提出され、その内容が一般に公開されたので、こうした状況を踏まえて本町の一般会計並びに特別会計の平成31年度予算を編成したところであります。

特に平成31年度は、生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点で、幼児教育・保育の無償化が10月1日から実施されることから、無償化に必要な予算を計上し、取り組んでまいります。

また、長年の懸案事項でありました新庁舎建設については、現在の敷地内で建て替える方針を決定し、建物のデザインや構造、配置、必要な機能や設備など基本的な内容を示した新庁舎基本設計を進めており、間もなく完成の予定であります。

平成31年度は、この基本設計を基に工事を実施するための詳細な設計となる「実施設計」を行うとともに、仮移転先となる第2別館棟などに役場機能を移転したあと、新庁舎建設工事に着手することにいたしております。

この新庁舎建設につきましては、多額の費用をかけ、平成32年度末までの完成を目指しており、近年には例がない大規模な事業であります。

限られた財源とスケジュールの中、町民の皆様にも大変なご迷惑をおかけすることになると思いますが、町民の生命と財産を守るための拠点となる念願の新庁舎の建設に向け、総力を上げて取り組んでまいり所存であります。

平成31年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた「第5次川棚町総合計画後期基本計画」並びに「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像であります、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指し、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。

これらの予算の執行にあたっては、町議会のご理解とご協力のもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聴きしながら、各分野における諸施策を力強く展開してまいり所存であります。

それでは、平成31年度の主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、すこやかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉関係事業につきましては、高齢者等の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会全体での支え合いの取り組みとして、各地区における「地域見守りネットワーク体制」や町内事業所との連携による「高齢者等見守り活動パートナーシップ事業」など、重層的な見守り体制の充実を図るとともに、災害発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

子育て支援の充実など少子化対策の施策につきましては、現行の「川棚町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が平成31年度までであることから、次期計画を策定することにいたしております。

また、10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まることから、幼稚園、保育園、認定こども園を利用する3歳から5歳までのすべての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の利用料を無償化するとともに、町単独事業である「子育て応援金」について、第3子以降の出生後、1歳到達時に支給するお祝い金を10万円から15万円へ増額し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

加えて、保育料の第2子無料化制度など、従来から設けている単独事業をはじめ、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業である、対象者を中学生までに拡大した「子ども医療費助成制度」と「インフルエンザ予防接種費用助成事業」や第3子以降の給食費の無料化などの事業につきましても、継続して実施してまいり所存であります。

障がい者福祉につきましては、「障害者総合支援法」の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

また、川棚町手話言語条例の施行に伴い、手話への理解の促進及び手話の

普及のための施策を講じてまいります。

保健・医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

また、成人の生活習慣病のリスクを減らしていくためには、若年層の健康意識向上を図るとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療が有効と考えられることから、新たに30歳代の若年層を対象とした健康診査事業を開始することにいたしております。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努めるとともに、第7期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の広域化、いわゆる都道府県化がスタートし、県と県内市町村が一体となって国保の運営を行っていております。今後もより安定的な国保財政の運営を図るため、県と連携して取り組んでまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通・情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線歩道設置事業、町道上組西部線歩道設置事業並びに町道中倉線改良事業につきましては、引き続き、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施することにいたしております。

また、地域高規格道路「東彼杵道路」建設の実現に向けて、県や関係市町と連携を図りながら、国に対して要望活動を行ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の惣津地区の一部と川棚港湾の埋立地において汚水管渠工事を進めてまいります。

町営住宅の住環境の質の向上を図るための、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施してまいります。

県営事業である川棚港に係る環境整備事業、川棚港白石地区の港湾改修事業並びに平島地区における川棚川河口護岸改良事業につきましても、早期完了と早期着工を県に要望してまいりたいと、このように考えております。

消防に関しましては、第3分団中山支隊の小型動力ポンプ付積載車を更新するなど、施設・装備を充実させ、消防団員の安全確保や機動性の向上を図るよう取り組んでまいります。

防災に関しましては、近年、全国的に自然災害が発生し甚大な被害が生じております。本町におきましても昨年7月の豪雨で町内全域に避難勧告を初めて発令するなど、災害時の備えが急務であることから、31年度から災害非常食及び飲料水などを計画的に備蓄してまいります。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

これにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育におきましては、従来から実施しているスーパーバイザーの活用による学校活性化事業やサポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について継続するとともに、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適正に応じたきめ細かな支援を行うことといたしております。

また、障がいの有無や度合いによらず、誰もが地域の学校で学ぶことができる「インクルーシブ教育」の推進を図り、さらに、家庭と学校との橋渡し役や調整役として活用しているSSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）についても、活用機会の拡充を図り、不登校児童・生徒等の解消に努めてまいります。

さらに、31年度から地域の子供は地域で育てるという思いを地域全体で共有し、学校・家庭・地域が連携して地域の未来を担う子ども達の成長を支え見守るため、各小中学校に学校運営協議会を設置をし、地域とともにある学校づくり、いわゆるコミュニティ・スクールを推進してまいります。

小学校の英語教育につきましては、平成32年度から正式教科としての実施が決定されておりますが、本町におきましては、引き続きALTを配備して先行的に英語教育に取り組むことといたしております。

また、中学生におきましては、国際交流体験を味わいながら英語教育の充実を図る目的で、中学1年生生徒全員を対象として実施しております「イングリッシュキャンプ」につきましても好評であり、充実した成果が得られたとのことでありますので、継続して実施してまいります。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

これにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図るよう取り組んでまいります。

農林業につきましては、まず、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、計画変更が生じておりますが、平成36年度完成を目指して、工事実施に係る地元説明会などの支援に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備するとともに、国の水産物供給基盤機能保全事業を活用し、片島泊地の浚渫工事を行い、船舶の安全を確保することといたします。

商工業の振興につきましては、地域おこし協力隊員を委嘱し、新たな視点からの商業施策の展開を図ってまいります。

観光の振興につきましては、12月に東京国際フォーラムで開催される「町イチ村イチ2019」に特産品等を出品し、観光物産情報の発信を図ってまいります。

また、引き続きスポーツ合宿を誘致する「スポーツツーリズム推進事業」に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大を図ってまいります。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

これにつきましては、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会等を開催してまいりましたが、今後も地区や団体の要請に応じて開催してまいりたいと存じます。

広域行政の推進につきましては、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための「西九州させば広域都市圏」の形成を目指して、平成29年5月から佐世保市を中心市としてその周辺市町で連携協議を進めてまいりましたが、本圏域への参加が本町のまちづくりにとって一定の効果が見込めると判断をいたしました次第であります。

そこで、12月定例会において、広域都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議をすることについてご決定をいただきましたので、その後開催されました佐世保市との連携協議において、議決いただきました連携協約の内容で締結することを確認し、1月12日に開催されました連携協約締結式において連携協約を締結したところであります。

3月中には、圏域の長中期的な将来像や連携事業の具体的な取り組み等をまとめた「都市圏ビジョン」を公表し、4月1日に本町を含め11市町で「西九州させぼ広域都市圏」が発足することとなっております。

本町もこの都市圏ビジョンに掲げられた連携事業のうち、本町の地域経済の活性化や人口減少対策に効果が期待できる連携事業に取り組んでまいります。

石木ダム建設について。

石木ダム建設事業につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消を目的として進められております。

これまで、起業者において、地域の皆様に対し説明がなされてきておりましたが、残念ながら一部の地権者の方につきましては、未だご協力をいただけない状況にあります。

現在は、県において土地収用法に係る手続きが進められている一方、付替県道工事の着実な進捗に努められているところであります。

こうした中において、昨年7月の梅雨前線及び台風により、西日本を中心に全国的に広い範囲で自然災害が発生しており、特に川棚町においては過去に大きな災害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。

川棚川下流域には多くの町民の皆様がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

つづきまして、平成31年度予算の概要についてご説明いたします。

一般会計につきましては、前年度比11.5%増の総額65億9,400万円といたしております。

歳入の主なものとしては、1款町税は、総額で前年度とほぼ同額の12億1,600万円程度と見込んでおります。

9 款地方交付税は、国の総額において対前年度比 1. 1 % の増額が示されており、これまでの交付実績を基に、前年度当初予算額よりも 1, 100 万円増の 19 億 2, 100 万円と見込んでおります。

17 款繰入金は、財源不足を補うため、基金繰入金の増額を行うこととしており、前年度よりも 7, 900 万円増の 3 億 2, 300 万 6, 000 円となっております。

20 款町債は、前年度より 4 億 9, 300 万円増の 9 億 7, 740 万円としておりますが、今回、新たな町債として、新庁舎建設費に充てるため「総務債」を設け、5 億 3, 950 万円を計上しているものであります。

つづきまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

2 款総務費は、前年度よりも 6 億 4, 432 万 5, 000 円増の 12 億 7, 302 万 2, 000 円を計上しており、大きな増額となっております。

新庁舎の本格的な建設工事の着手により、仮移転先となる第 2 別館棟などの改修、現庁舎の解体、新庁舎の建設に係る工事費、仮移転に係る委託費など 6 億 1, 424 万 1, 000 円を計上したことが主な要因であります。

またそのほか、31 年度は、町政施行 85 周年記念事業として実施する町民運動会や記念講演会などに要する経費、第 5 次川棚町総合計画が 2020 年度までであることから、次期計画の策定に要する経費を計上しているところであります。

3 款民生費は、前年度よりも 1 億 4, 396 万 7, 000 円増の 22 億 4, 216 万 3, 000 円を計上しており、これも大きな増額となっております。

10 月から幼児教育・保育無償化が始まることから、保育所等給付費が増加したこと、障害者福祉サービス給付費及び障がい児給付費が増加傾向であることから増加を見込み、計上したことが主な要因です。

4 款衛生費は、前年度よりも 4, 288 万 5, 000 円減の 4 億 943 万 3, 000 円を計上しており、減少の主な要因は、東彼地区保険組合分担金の減少によるものであります。

31 年度から、第 3 子以降の出生後、1 歳到達時に支給する「子育て応援金」を現行の 10 万円から 15 万円へ増額する経費と、新たに 30 歳代の若年層の健康意識の向上を図るため、健診事業を実施するための経費などを計

上しております。

以上が、平成31年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計及び特別会計のそれぞれの予算額は、別表のとおりであります。

結びに、平成31年度においても町民の皆さまの福祉の向上のため、総合計画で掲げた「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現のために、そして、総合戦略において掲げた諸政策の実現にあたり、最大限に効果を上げ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、平成31年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件1件、平成30年度一般会計補正予算（第4回）のほか5つの特別会計補正予算、条例制定1件、条例の廃止1件、条例の一部改正6件、平成31年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算となっており、提案件数は全部で22件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、提案のつどご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 これで、新年度施策等の説明を終わります。

(10:36)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。

(10:36)

議 長 まず、福田徹議員。

1 2 番 福 田 おはようございます。12番、福田です。今日は町長へ2問の質問を行います。

1問目は新庁舎建設後の第二別館の活用についてであります。

新庁舎等建設計画が、平成32年度3月までの完成を目指して着々と準

備が進む中、第二別館は改修し、仮事務所としての利用が予定されておりますが、新庁舎建設後の利用について、どのように考えられておられるのか、以下の2点について尋ねます。

1点目、解体される予定の郷土資料館としての利用を計画されているようですが、手狭で通路からの騒音が気になると、兼ねてから指摘されている公民館2階の現図書室を移転し、図書館としての機能を持たせた一体的な郷土資料館・図書館として活用できないか尋ねます。

2点目、第二別館は旧JA川棚の事務所として建てられたもので、建物が老朽化しており、今後長く利用するには改修が必要と思われます。新庁舎建設計画の中では、第二別館を仮事務所として利用するための改修が今年の9月、10月に予定されていて、時間的余裕は少ないですが、新庁舎完成後の活用を考えれば、そのための改修工事を合わせて行うことで、工事費の縮減が図られるのではないかと思います。町長のお考えを尋ねます。

2問目は、「西九州させば広域都市圏」についてであります。

先ほど町長のお話の中にも出ておりましたが、今年1月12日に佐世保市と周辺の10市町が西九州させば広域都市圏連携協約を締結し、31年度から全体で44事業に取り組む計画であります。本町では19事業に参加、取り組むことになっていて、期間は5年間であります。そこで、この連携事業について以下の3点について尋ねます。

1点目、一般的に広域連携中枢都市構想の連携事業の目的は、人口減少が進む中、連携により圏域内の経済成長と住民サービスの向上を図ることで、県域内から人口流出を防ぎ、人口減少を抑制すると言われております。そのためには、IR構想実現が一番の牽引力になるのではないかと私は思っております。IR構想については賛否いろいろあるようですが、町長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

2点目、西九州させば広域都市圏の連携協約締結までの間、幹事会・協議会などにおいて、いろいろな事業について検討がなされたと思いますが、本町が佐世保市と連携する事業の選択の根拠と目標（効果）は何だったのかお尋ねします。

3点目、平成31年度の連携事業全体の予算が20億3,000万円

で、本町の負担額が145万円となっており、本町の負担金は少ないですが、会議出張など職員の負担は大きくなり、事業の役割分担も大きいかと思われます。そこで、今後、本町の平常事務への影響はないか心配されますので、そのような不安がないか町長にお尋ねします。以上です。

議 長 町長。

町 長 福田議員のご質問にお答えいたします。ただいま、福田議員から2項目についてご質問いただきましたので、まず、新庁舎建設後の第二別館の活用についてのご質問にお答えいたします。

現在、中央公民館内に設置してあります図書室を郷土資料館の第二別館への移転と合わせて郷土資料館・図書館として活用できないかのご質問がありますが、新庁舎建設計画においては、現在の郷土資料館用地を駐車場として活用することから、郷土資料館は新庁舎の竣工後に第二別館に移転することといたしているところであります。このことにつきましては、新庁舎建設計画の工程をお示しする中で、議会にもご説明をさせていただいたところであります。

郷土資料館を所管する教育委員会では、この移転計画を受け、第二別館の活用について検討を行い、1階の執務室を資料展示スペースに、2階の各部屋を各種団体事務室や会議室及び資料収蔵庫に活用する方針としたところであります。

議員からのこの質問があったあと、図書館の可能性を含め、郷土資料館のあり方について改めて教育委員会で検討を行ったようではありますが、第二別館の限られた面積の中では、郷土資料館が必要とする各スペースの面積を確保した場合、図書館として活用できる残された面積は、現状の公民館の図書室以上に狭くなってしまいうようであります。また、第二別館は幹線道路である町道臨港線に隣接しているため、大型車両も頻繁に通行しており、現状の公民館2階の図書室と比較しても、騒音レベルが高い傾向になることが懸念されているところであります。したがいまして、ご質問にあります内容は、第二別館の面積や場所といった現状を考えますと、活用は困難でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の「第二別館の老朽化に伴う改修工事について、仮移転の改修工事と合わせて工事を行うため、工事費の縮減が図られるのではないか」との

ご質問であります。第二別館は昭和40年に建設され、すでに53年が経過をしていることから、ご質問のとおり老朽化が顕著な建物であり、そのうえ、昭和56年の建築基準法改正前に建設された建物であることから、旧耐震基準の設計で造られております。

したがって今後、第二別館を使用していくにあたっては、まずは耐震補強改修工事を行う必要があります。そのためには耐震診断と耐震補強の設計を行ったうえで、その結果を基に建物の改修を検討しなければなりません。

この耐震関係の設計と、耐震補強改修工事を庁舎執務機能の仮移転の改修工事と合わせて実施した場合は、相当な工事期間を要するため、第二別館への仮移転を行う時期は当初の予定より大幅にずれ込むこととなり、2021年3月を目指している新庁舎建設の竣工が不可能となってまいります。防災拠点となる庁舎の建設を進めている中で、少しでも早く新庁舎の完成が必要であると考えておりますので、今の工程を基に新庁舎建設計画を進めることを優先すべきと、このように考えております。

また、耐震補強改修工事を行う際には、屋内外の大規模な改修工事などと一緒に実施することで、工事費用の縮減を図ることができそうですが、仮移転に伴う改修工事の規模は、最小限の範囲に抑制するものであり、老朽化した建物を全面的に改修するような大規模な工事ではありません。したがって、第二別館の老朽化対策工事を仮移転改修工事を合わせて実施することは、新庁舎建設計画の工程に影響を及ぼし、新庁舎建設の竣工が予定より大幅に遅れること、また、工事費の縮減が図れるものではないものと、このように考えております。なお、新庁舎建設工事においては、できる限り工事費の縮減を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、「西九州させば広域都市圏」についての質問にお答えいたします。西九州させば広域都市圏につきましては、中心地である佐世保市と、その周辺の10市町が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域の人口を有し、活力ある社会経済を維持することが目的であります。そこで、この連携事業についてであります。12月定例会において、地方自治法第252条の第1項に基づき西九州させば広域都市圏に係る連携協約の締結に関する協議をすることにつ

いて、議会の議決をいただきましたので、1月12日に開催されました第4回西九州させぼ広域都市圏協議会に出席し、議会で議決いただきました連携協約の内容で協約を締結することを、佐世保市とも確認をしております。その後、同日、佐世保市コミュニティセンターで開催されました連携協約締結式に臨み、佐世保市と川棚町で連携協約を締結したところであります。

また、西九州させぼ広域都市圏の目的を達成するために実施する連携事業は、関係市町で連携協議を進めた結果、これまで44の連携事業が計画されているところであります。本町は20事業に取り組むことといたしております。そこで①、②では連携事業の目的と、その事業を選択した根拠と効果についてのご質問をいただきましたが、参加事業の中から2、3ピックアップしてご説明を申し上げます。

まず、農水産物消費拡大イベントの開催や産地ツアーの開催などを行う農水産物特産品販路拡大事業は、農林水産物特産品の周知と販路の拡大により、儲かる農林水産業を確立し、農林水産業への就業者の増加を図ることを目的としております。このような広域で行うイベントは本町のみで構築することが難しく、連携事業に参加することで本町の農林水産物を広く周知でき、販路の拡大も期待できることが効果と、このように考えております。

次に、ホームページやfacebookなどを活用して、全国の移住希望者に広域圏サポーターへの登録を進めるとともに、移住体験ツアーや共同移住相談会などを行う広域圏サポーターの創出事業では、移住定住者の掘り起こし、獲得につなげることを目的といたしております。移住定住につきましては、これまで県主催の移住相談会に参加するとともに、ホームページやパンフレットを作成し、周知を図ってまいりましたが、成果はあまり好ましくない状況であります。

そこで、広域圏サポーターの創出事業では、広域圏サポーターに本町の移住情報などの発信が可能となり、広域圏主催の移住相談会では、相談者の増加が見込まれ、都市部からの移住者の増加も期待できるのではないかと、このように思っております。

また、図書館相互利用サービス事業では、図書館利用者の利便性を高め、文化水準の向上に資することを目的といたしております。この図書館相互利用サービス事業では、これまでも佐世保市立図書館の利用は、相互利用

も可能ではありましたが、さらに佐世保市立図書館で借りた図書につきまして、川棚町中央公民館図書室での返却が可能となり、図書室利用者の利便性の向上が図られることが効果として考えられているところであります。

そして事業の選択根拠といたしましては、連携事業に係る本町の担当部署でそれぞれの事業ごとに事業効果が見込まれるのか検証し、20の事業に取り組むことと決定をしたところであります。

最後に③の「本町への事務への影響はないか」とのご質問であります。平成31年度からは引き続き連携協議を行うとともに、連携事業も進めることとなり、職員の負担も増えてくることと思っておりますが、本町の地域経済の活性化や、人口減少対策に効果が期待できると考えておりますので、今後、連携して取り組んでいきたいと、このように考えております。

なお、ただいま、議員から壇上でIR構想についての私の考え方をお尋ねでございますが、これにつきましては通告がっておりませんので、答弁は差し控えたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 最初に確認させていただきます。私が通告で19事業と言っていたのですが、20事業、私の方が間違いかと思っております。20事業でよろしいですか。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 では順番に再質問を行ってまいります。まず、第二別館の中にですね、図書館まで、図書館といいますか、図書室まで移動するスペースがないと言われましたけれど、現行の収蔵スペースと向こうでの、第二別館での展示スペースですね、とか会議室等を計画されておりますが、その面積と現行の、現在の資料館の展示スペースとのスペースの比較は、どれぐらいの差といいますか、それでぎりぎり同じような面積なのかをお聞きします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。ただいま福田議員の方から質問がありました、面積の方の比較についてなんですけども、まず建物の方の面積の方なんですけど、郷土資料館の方の面積につきましては、延べ床面積で630㎡ほどあります。第二別館の方につきましては、延べ床面積で774㎡ほどあります。その差からしましても、第二別館の方が面積的には広がっております。

その中で、今度、郷土資料館の方の展示スペースを第二別館の方に移転した際、郷土資料館の方に各必要とする部屋を配置したところ、残る面積としましては、使える部屋として2階にあります大会議室、これがスペース的に確保できるんじゃないかと考えているところでもあります。第二別館の方の2階、大会議室につきましては、その面積が120㎡ほどとなっているところから、現状図書室の面積が、中央公民館にあります図書室の面積は147となっておりまして、結果的に狭くなるということで考えているところでもあります。以上であります。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 現在の資料館は通路とか結構ありますよね、ロビーとか。それを除いて純粹に、現在資料が展示されているスペースが十分確保されたうえで私はできるのではないかなということを思ったわけですが、例えて言いますと、私は想定していなかったんですが、各種団体の会議室ということで今も、現状であるわけですけど、そういったのは現在の今の図書室ですね、図書室とか公民館ですね。公民館もいろんな部屋がありますので、そういったところでも十分やれるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。どうしてもそっちの方に各種団体は行かないといけないんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。今のご質問は町長が答える立場にありませんので、教育長に答弁させます。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。各種団体の部屋というのは、現状としては資料館の1階を各種団体に活用させていただいております。そして、今度、第二別館が改修工事、耐震化工事が終わったあとに、移転の具体的な計画ということになっていくと思いますけど、各種団体の、図書室の考え方としましては、以前の福田議員のご質問でも私お答えしましたように、現状の図書室で、ソフト面を充実させて図書の振興に努めていくというのが私の考えであります。各種団体の部屋を現段階、今、図書室に移動するというのはですね、現在のところ考えておりません。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 いや、私が聞いたのは、各種団体の部屋を向こうに持って行かなければならないのかということ。

議 長 教育長。

教 育 長 当然、現段階の現在使っている部屋が、各団体の部屋がなくなるわけですので、その移転先としては第二別館にすんなり移動するのが一番順当かなと、私自身考えております。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 重ねてですけど、各種団体は、公民館にあるいろんな部屋がありますが、そういったところではできないのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 各種団体の方というか、公民館のいろんな部屋がありますが、いろんな団体の方、そしてまたいろんな活用の方法ということで、各部屋の今、具体的な貸出状況とか手元にありませんけど、かなりの頻度で各部屋使われております。そして、各種団体の部屋ということで固定して、やっぱり団体としては自由に使える部屋が確保しなければ、各種団体の方々が不自由しますので、今、公民館の部屋を各種団体の部屋の方に確保することになると、ほかの川棚町民の利用というのが阻害されると思いますので、第二別館、スペースがあるということで考えると、第二別館に各種団体の部屋を置くというのが一番いいのではないかなと、私としては考えております。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 ちょっと聞き漏らしていましたが、各種団体の部屋は第二別館ではどれぐらいのスペースを取る予定ですか。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。各種団体の方の部屋につきましては、第二別館の2階に配置をしてもらおうと考えておるところであります。

まず、婦人会を主とする団体事務室についてですが、ここには今の資料館の方にも相当いろんな備品、資料を持っていらっしゃいます。それを収めるためには、今の2階和室の部屋をというところで、そこに約60㎡を確保しようと考えております。

もう1つ、今、資料館の方の2階の方には、川棚町の史談会がありま

す。史談会の事務室もあることから、その場所としましても、今の第二別館2階、印刷室となっている部屋に配置しようというところで、そこに21㎡ほどの面積を確保させていただきたいと考えてあります。以上であります。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 資料館について、私はなかなか、利用者といいますか、入館者というのが、あまりいないと私は思っているんですよね。そのまま今の公民館に近い場所での資料館でさえそうであれば、町道に隔たれた向こう側であればなおのこと行きにくいのではないかと、行く人が少なくなるのではないかなど。また、管理人、管理の面からですね、現状の使い方であれば公民館で、窓口で申込んで開けてもらうというようなのが平常時ではないかと思えます。もし図書室が併設できるのであれば、そういった管理、その資料館に入りやすさ、そういったものも改善できるのではないかなどと思いますが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。図書館の建設について私の方から考え方を申し上げます。この図書館の建設につきましては、福田議員は以前から前向きにご提言をいただいているわけでありまして、そういった中で、前町長時代に図書館の建設用地も購入をされております。その後、議会においても、図書館の建設基金を積みたてようということで提言をいたしましたが、これについては否決をされております。

そういったことで、そういった経過の中で、当時私としてはまず図書館が川棚町にぜひとも建設が必要なのか、図書施設として、文化の拠点として必要であるということは十分認めておりますけれども、果たして今の経済状況の中から、町の財政状況の中から果たして積極的に取り組むべき事業なのかということで、私は非常に消極的にこれに取り組んでおります。

そういった中で、今回こういった質問があつておりますけれども、基本的に町としてこの図書館建設をどう進めるべきか、教育委員会の方で十分これまで議論をしておりますし、これからも議論をしなければいけないと思うんですけど、もし本当に必要であればやはり町の基本構想、総合計画に定めて、そして進めるべきだと、それが基本的なことだと考えております。

そういった中で今回は幸いにして第二別館を資料館として活用するの

で、そこに空きスペースはないかと、そこを活用できないかということで質問がありましたので、それは調査をして、そういうスペースがないということで答弁をいたしておりますので、そこまでこの案件についてはご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 では、いくら言っても無理だということですが、ではその第二別館を管理するのは今までどおり、平常時は閉鎖という感じになるのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。まず、第二別館については、この庁舎建設の中では仮事務所として使うということで計画をしております。そしてその後、庁舎建設後には資料館がなくなりますので、資料館として活用していこうということにしております。資料館として活用するためには、一定の耐震基準を満たすための、一定の改修が必要でありますので、それはまた改めて皆さん方に、議会にもお示しをする予定にいたしております。そういった中で、その後の管理のことについても方向性を示していきたいと、このように考えております。したがって、今はまだそこまでは煮詰めておりません。以上でございます。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 2 問目の方に移ります。連携する中において、その事業を、20 事業に取り組むということですが、協議を始められた中で、そもそもその事業はいくつぐらい検討されたのか。川棚町からどういうふうなものに取り組みたいとかっていう経過が少しでもわかればと思いますが、そこら辺の説明をお願いします。

議 **長** 町長。

町 **長** 経過については担当課長の方から答弁をさせます。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 福田議員のご質問にお答えいたします。連携協議の中でどの程度連携事業として提案があったかというふうなお尋ねでございますが、申し訳ありません、どの程度あったかという資料を今は持っておりませんのでお答えができない状況でございますが、実際、最終的には44事業という

ことになっておりますが、その中で、揉んだ中で実施する事業と、もうこれはできない事業、そして今後も検討を続けていく事業ということに振り分けしておりますので、後ほどその事業数についてはお答えさせていただければというふうに思います。それと、川棚町から連携事業について提案はしなかったかということですが、こちらについては特段町の方からはですね、連携事業の方はあげていない状況でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 佐々町は単独、佐世保市との1市1町の事業というのが映画鑑賞ですか、それが必要かどうかというのは他所のことですから別ですけど、川棚町単独で事業を、こういうのを取り組めないかというふうな提案といたしますか、協議に出された記憶はございませんか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、川棚町の方から特別、事業というものを提案しておりませんので、却下されたという事業もございません。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 図書館の相互利用サービス、これが大きな課題を挙げて、広域都市圏とまでいうのかなという、今までもそういうふうな都市圏とか協定を、協定といたしますか、協定はあるんでしょうけど、こういう全体で大きな目標でなくても、個々にやっている事例はあると思うんですけど、図書館相互利用サービスで川棚町でも返却ができるよと、佐世保市から借りた場合ですね、そういうことができるというのは本当に自分としてもありがたいと思うんですが、ファミリーサポートセンターという事業がありますよね。これは本町では5年間といたしますか、設立するというふうなお考えなんですか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいま、福田議員の方からファミリーサポートセンターについてお話がありましたけれども、このファミリーサポートセンターにつきましては、家庭で緊急時とかですね、ちょっとした用務で保育ができないような状況をですね、子育てを経験された方などがですね、有償的なボランティアということでファミリーサポート、子育てを支援するというようなこ

とで制度になっております。そこで、町としてもそうしたサポートセンターをですね、進めていく必要があるというふうなことは考えておりますけれど、町単独でそれだけ、ファミリーサポートに関わっていただけるような方がですね、どれぐらい登録をしていただけるかというようなこともですね、ちょっと現実的にまだ不明確なところもありまして、それをどの程度の方が要望されるかというようなところも、まだ把握をできていない状況でございます。

今後、子ども・子育て支援事業計画の中で、そうした意向調査などをしていますね、ニーズの計画をしているところでございますけれども、こういったものにつきまして、当初は東彼管内で連携して取り組めないかというようなことも考えておりましたけれども、佐世保市の方からですね、こうしたファミリーサポート事業についても、今、佐世保市の方はやっていらっしゃるのです、そうしたノウハウなどもですね、いただければということで、広域で取り組めるのか、あるいは今後、そうした広域ではなくて、もう少し小さな部分で東彼三町の広域化、あるいは町単独でできるのか、こうしたものを見定めていく機会としてですね、事業に参画をしていきたいということで、今回の協定事業の方に、事業として入るということでその連携事業ということで取り組むことにしたところでございます。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 もう1点、具体的な事業で、栽培漁業の広域連携というのに川棚町は不参加ということになっているんですけど、どういうふうな経緯で不参加という方向になったのかお聞きします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。栽培漁業連携ですけれども、川棚町、今度4月1日で大村湾漁協と合併をいたします。川棚町は大村湾漁業区域内、それと佐世保につきましては伊万里湾の方ですね、そちらの方の連携が多いということで、そういった販路の方もまったく違うということで、これは連携をしないということにしております。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ちょっと課長の答弁に補足いたします。この栽培漁業につきましてはですね、現在、大村湾沿岸の漁業組合と一緒にあって、それぞれの

町と一緒にあって栽培漁業推進協議会というのを設置をしております、すでに大村湾の中ではその事業を取り組んでおりますので、そういったことから今回の連携協約、連携には入らないとした経過があります。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 この連携期間が5年間で、概ね5年間で結果を出せる事業というふうなことで取り組むということでしたが、検証については佐世保市と川棚町でどういうふうな考え方っていいですか、同じ評価をした場合でいいのか、片一方がいいだけではいけないと思うんですが、そこら辺の考え方っていうのは、評価の仕方というのが何かあるんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 事業の評価に関してのご質問でございますが、一応、広域圏で評価をする場合につきましては協議会、そしてビジョン懇談会というのがございますので、そこら辺を使ってですね、検証を行うということにしております。本町におきましては、今のところ検証についてですね、どのようにするかというところをまだ検討、検討をこれからする状況でございます。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 最後に聞きます。その検証は3年目からとか、毎年少しずつそういうふうな公表っていいですか、そういうものがあるんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 成果についての管理につきましては、P D C Aサイクルで毎年行うということになっております。公表につきましては、これまでもビジョン懇談会とかの協議結果につきましては公表しておりますので、同様の公表になるというふうに思います。以上でございます。

1 2 番 福 田 終わります。

(1 1 : 2 1)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 2 1)

(…休 憩…)

(1 1 : 3 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、久保田和恵議員。

4 番久保田 議席番号 4 番、久保田和恵です。通告文にしたがい、一般質問を行います。

第 1 に、石木ダム建設事業について尋ねます。

平成 23 年 3 月に、町の将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定め取り組んでこられました。このことは町民皆様の上にあるものではないでしょうか。また、選挙後の就任のあいさつの中に、多くの皆様のご意見やご要望に耳を傾け、それを町政に反映し「あなたが主役の町政」に尽力をつくすとも述べられました。

しかし、川棚町の主要課題である「石木ダム建設事業」については一言も述べられておりません。このことは、川原に住んでおられる地権者の方々を軽視してはいませんか。先祖から引き継がれた自然豊かなこの地で、安泰に暮らすことを選択され、住み続けたいという一心で暮らしておられる方々は町政の主役ではないのですか。町長は地権者の方々に寄り添う気持ちがおありになるのか、その真意を尋ねます。

第 2 に、佐世保市の水問題で本町の自然が破壊されようとしていること。これは、地権者だけの問題ではありません。石木ダム建設予定地の自然は、川棚町民の財産です。川原の方達だけのものでもありません。ましてや起業者が勝手に破壊して良いものでもありません。私達の世代で壊してしまうわけにはいきません。しかも、現在生活を営んでおられる地権者の方々を強制的に排除してまで破壊しようとするやり方は、蛮行そのものです。私はこれまで基本的人権、財産権、幸福権、民主主義についても尋ねてまいりました。この問題の大きい点は、納得していない地権者の方々の意思を踏みにじり、権力によってすべてを奪い取ろうとしている点にあります。憲法を無視し、民主主義に背を向ける長崎県知事に何もしない、何も言わない町長の姿勢を尋ねます。

3 つ目、石木ダムの完成予定が 2016 年から 2022 年になりました。残すところ 3 年になりましたが、付け替え道路は未だ 4 割程度の進捗状況です。このまま突き進めば、強制代執行は避けて通れない現実問題となります。

地権者の方々は「柱に身体をくくりつけてでも阻止する」と言われていま

す。これまで「想定の問題には答えない」と答弁されてきましたが、今のままの考えに変わりはないのか尋ねます。

第2に、改正水道法について尋ねます。

2018年12月6日、第197回臨時国会衆議院本会議において改正水道法が成立しました。改正水道法は、公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却する「コンセッション方式」を水道事業でも導入できるというものです。水は国民の生命、生活、経済活動を支える重要なライフラインです。今回の改正水道法は、すべての国民が安全、低廉で安定的に水を利用し、衛生的な生活を営む権利を崩壊しかねません。水道法改正に対する町長の考えを尋ねます。

最後に、九州電力玄海原子力発電について尋ねます。

2011年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から、もうすぐで8年になろうとしています。未だに5万人以上の方々はふるさとを追われ、避難生活を強いられ、子供たちの甲状腺がんは200人を超えて発症しています。

放射能に汚染された土や草木を入れたフレコンパックは山積みされ、放射能に汚染された土地は残ったまま。汚染水は毎日100から150トン増え続け、汚染水の貯蔵量は110万トン、タンクは950基を数えます。

状況の解決すら見えない中、九州電力は玄海原子力発電所の3号機、4号機を再稼働しました。しかも九州電力は今年の10月13、14日、離島を除き、国内で初めて再生可能エネルギー太陽光発電の受入量を一時的に減らす「出力抑制」を行いました。理由は、電力供給量が需要を大きく上回ることによる大規模停電を回避するためとして、太陽光発電事業者とつながる送電線を、遠隔操作で一部切り離したのです。本町の参入されている起業者にとっては打撃となります。この行為は脱原発を目指す世界の流れから逆行するものです。50km圏内の自治体として再生可能エネルギーの利用を進め、原発の反対を表明する考えはありませんか。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 久保田議員のご質問にお答えします。ただいま、議員からは3項目についてご質問いただきましたので、まず、一番目の石木ダム建設事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問であります。私は平成22年9月に町長に就任して以来、平成23年3月には町の将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定めた第5次川棚町総合計画を策定し、これまで町民が主役の町政を推進してきたところであります。

本町の主要課題であります石木ダム建設につきましても、これまで一貫して川棚町においても過去に大きな水害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは行政の責務でありますので、石木ダム建設事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでいくという姿勢を示してきたところであります。その姿勢については、今も変わってはおりません。

また、第5次川棚町総合計画の後期基本計画においても、石木ダム建設による周辺地域整備として取り組みを記載しているところであります。さらに、行政報告として随時議会にも報告し、新年度予算施策においても、石木ダム建設事業に関して記載をしているところであり、一言も述べられていないという言葉は当てはまらないと思います。そのことをご理解いただいたうえで、町長は地権者の方々に寄り添う気持ちがあるかと、その真意をお尋ねであります。地権者にはダム建設事業に反対されている地権者の皆さんのほかに、事業にご理解いただき、すでに移転をされている8割の地権者の方々もおられますが、町長としては町としての立場で地権者の方々と接していく必要があるかと思っております。今なお反対されている13世帯の地権者の皆様方に対しましては、そこに住み続けたいという思いは十分理解できますが、多くの町民の皆様の安全・安心の確保のために、一日も早くダム建設事業に対してご理解をいただきたいと、このように願っているところであります。

2点目についてであります。石木ダム建設事業は公益性が認められ、法に基づく事業認定の告示がされておりますので、自然環境を勝手に破壊するという表現は当てはまらないのではないかと、このように思います。

また、石木ダム建設事業は、関係法令に基づき計画され、そして進められておりますので、県知事は憲法を無視し、民主主義に背を向けているとは思っておりません。また、必要なときには司法の判断も仰ぎながら進められており、このことは議員もご承知のとおりであります。

3点目についてであります。強制代執行という言葉はよくわかりませんが、行政代執行のことと思いき、お答えをいたします。石木ダム建設事業につきましては、現在、長崎県収用委員会において土地収用法に基づく採決に向けた手続きが進められている段階であります。このような状況の中、議員がおっしゃる想定の問題にはお答えすることができませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、改正水道法について、町長の考えを尋ねるということでご質問いただきましたのでお答えをいたします。

まず初めに、通告文に公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却するとの文言がありますが、改正水道法による運営委託方式、いわゆる「コンセッション方式」は、完全民営化ではありませんし、運営権を売却するものでもありません。現在の水道法のもとでも「コンセッション方式」の導入は可能であります。その場合は地方公共団体が水道事業の認可を国に返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることとなっております。こういったことから市町村の関与を強化し、市町村が「コンセッション方式」を採用した場合でも、市町村の最終責任のもとでサービスを維持・運営することが可能となるよう今回水道法が改正されたものと、このように思っております。

今回の水道法改正は、人口減少に伴う水事業の減少による収益の減少や水道施設の老朽化に伴う大量更新期の到来による事業費の増大、また、深刻化する人材不足など、全国的に経営悪化といった課題に直面しており、その課題に対応し基盤強化を図る目的としてなされたものと、このように認識をいたしております。

そこで、今回の水道法の改正内容は大きく5点あります。1つ目は関係者の責務の明確化、2つ目が広域連携の推進、3つ目が適切な資産管理の推進、4つ目が官民連携の推進、5つ目が指定給水装置工事事業者制度の改善であります。久保田議員の今回の質問は、その中の官民連携の推進に係る改正のことだと思われそうですが、具体的には市町村が水道事業の認可を受けたまま、民間企業に運営権を委託する、いわゆる「コンセッション方式」の導入のことではないかと思えます。

そこで議員からは「この水道法の改正をどう思うか」とのご質問ですが、この官民連携は基盤強化の1つの有効な手段であると言われており、

「コンセッション方式」の導入は官民連携の一形態として、市町村の選択肢を増やすものと、このように理解しているところであります。

しかし、この「コンセッション方式」を採用するかどうかは、あるいはその内容についてはPFI法に基づく、市町村が条例で定めるとともに、運営権の設定に当たっては議会の議決が必要であります。また、改正水道法においても、水道事業の認可はあくまでも市町村が受けることとし、水道事業の最終責任は市町村が担うことが顕示されているところであります。したがって、今回の水道法改正が、議員が述べられている衛生的な生活を営む権利を破壊しかねないというご指摘は当たらないのではないかと、このように思います。

次に、九州電力玄海原子力発電所についてのご質問にお答えいたします。今回のご質問の主旨あるいは要点は、50km圏内の自治体として、本町が自治体として再生可能エネルギーの利用を進める考えはないのかということと、もう1つは原発の反対を表明する考えはないのかということ、この2点ではないかと思われます。したがって、その2点について答弁を行います。

まず1点目の本町が自治体として再生可能エネルギーの利用を進める考えはないかについてであります。現在本町が所有する施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる発電設備の設置はあっておりません。現在、計画としてあるのは、新庁舎建設において、自然エネルギーの有効活用として、屋上に太陽光発電パネルを設置し、発電することにより、庁舎において使用する電力の一部を賄うことを計画をいたしております。太陽光発電の具体的な規模や発電能力については、実施設計の段階で決定していくこととなりますが、新庁舎の屋上における設置可能スペースや設置費用などを勘案した見込みでは、庁舎で使用する電力の全部を賄うほどの発電設備を設置することは難しいと、このように見込んでおります。このことは川棚町新庁舎建設計画において「本町の自然条件に合致したものとし、過大な投資とならないよう費用対効果も含めて検討してまいります。」と記述をしておりますように、あくまでも費用対効果を重視し、経済性のあるものにしていきたいと考えております。現在のところ、本町が計画している再生可能エネルギーの利用はそれだけであります。

太陽光発電については、買取価格の低下により、投資に見合うだけの収益

を得ることが難しくなっているといわれており、費用対効果が見込まれない限り、あるいは有利な補助制度等が活用できない限りは、本町の他の施設においても、政策として再生可能エネルギーの利用について推進する考えは今のところありません。

次に2点目の原発の反対を表明する考えはないかについてであります、今まで久保田議員からの一般質問において同様のご質問をいただいておりますが、私の考えも今までと同様であります。原子力発電について、その政策はエネルギー政策基本法に則り、国が行うべきものであると考えております。我が国における国民生活、あるいは経済の維持発展のために、あらゆる視点からどのような政策が必要であるか判断するものであり、そうした判断から政策が決定した場合は、その必要性、あるいは安全性の根拠などについて、政府が責任を持って国民に対して丁寧の説明を行うことが肝要であると、このように考えております。そのようなことから、原発に反対の意思を表示する考えはありません。以上、答弁いたします。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 石木ダム建設事業の再質問を行っていきます。1点目に私はこれまで一貫して石木ダム建設事業について言ってきたから述べていないことにはならないとおっしゃったんですけども、11月号、かわたな広報の11月号ですね。これだって移住してきた人達が、初めて見られる方達だっているんですから、今まで町長がずっと通して一貫して言ってきたということでも、これを見てではわからないと思います。だから、私は川原の人達の意思を尊重するならば、やはり書くべきだったと思います。そして、この中に「あなたが主役の町政で尽力をつくします」というふうにおっしゃってますし、広報の中に、移住者に対してはすごく懇談会を持ちたいとかそういうふう書いてらっしゃいます。川棚町を移住の地として選択されてきた移住者の方達には、私は感謝します。しかしですね、川原地区に幾世代も、十何世代も続いてそこで生活をしてこられたこの人達のことを思うならば、やはり一言、石木ダムのことについて触れるべきではなかったかと私は思いました。ここに書かなかったことに対して何も、心が痛むとか、そういうことはお感じにはなりませんか。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい。お答えします。まず、久保田議員からは11月号の広報に石木ダムの件が載っていなかったというご指摘をいただきましたが、これは就任後の施政方針の話ですかね。確かに、それには載っておりません。広報はですね、紙面の関係がありますので、だから載せなかったということじゃなくして、そういったこともあります。要は、久保田議員がおっしゃっているのは、川原の皆さん方の意思を尊重するならばという前提があるわけですね。久保田議員はこれまで一貫して石木ダムの建設に反対の考えを示されて、そういった立場からご質問をいただいております。

私の場合は、町長の場合は、町が将来進むべき姿としてどうあるべきか。やっぱり地権者の皆さん方も、13世帯の皆さん方は今なおご理解をいただいておりますけれども、やっぱり8割の地権者はすでにご理解をいただいて移転をなさっていらっしゃいます。そして、川棚町も過去に大きな水害を経験しておりますので、こういった状況を総合的に考えますと、やはりこのダム建設事業は推進をしなければいけないと、このように思っております。

そういった中で、反対地権者に心を寄り添ってというようなご発言もありますけれども、やっぱり少数意見だから、あるいは反対意見だからそれを聞かないということは絶対あってはならないわけですが、町が全体的な今後の方向性を示すときに、なかなかそういう状況には至らないということとはぜひご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 久保田議員。

4番久保田 先ほどから治水のことに関してもおっしゃっておりますけど、私は今回治水のことは通告しておりません。それはなぜならば、町長も臨席されたときに、県のほうが今の河川工事の改善で、過去に戦後起きた洪水は起きないということを、知事と佐世保市長と町長の前で川原の公民館でおっしゃった。私はそのことを信じておりますので、治水のことは、今回は一言も尋ねておりません。

そしてですね、先ほど水道法のおっしゃったように、この改正水道法がだされた理由は、人口減少に伴う水の需要の減少というのを国も認めているし、町長自身も口からおっしゃいました。佐世保市はこれから3割人口が減っていくんですよね。そして理由にならない理由というのがですね、

ここに佐世保市の水道局だよりというのがあります。この中にですね、佐世保市の一番水が必要になるのは概ね夏季と年末に需要のピークを迎えます。このピークを迎えるのが夏休みの観光客の増加と年末の帰省の増加だと書いてあるんですね。帰省の増加は佐世保市だけに皆が返っていくわけではないんですよ。しかもこの中に、6つあるダムの器の量が少ないため、何度も給水制限を行う渇水に陥って来ました。これは川棚町の川原の皆さんが犠牲になることではないと思います。私は、これは佐世保市の行政の怠慢だと思いますが、このことを何年もかけて改善すべきだったことですよ。これなのに、川原に住んでいらっしゃる確かに8割の方が賛成されましたっておっしゃいましたが、50何世帯、8割という数は大きいですけども、やはり泣く泣く故郷を追われていった人達もいらっしゃるんです。けどもこの佐世保市の水需要についての町長は、通告文には出しておりませんが、その水需要のことに對してどう考えますか。佐世保市の行政の怠慢はないと思われませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。質問にお答えいたします。先ほど水道法の改正の中での質問で、壇上で答弁をいたしました。その中で要は全国的に水の使用量が減っているということは、これは国が水道法を改正した根拠で示しているところでありまして、佐世保市がとか、川棚町がとかってということではありませんので、水道法が改正された背景にそういったことがあると。そしてそのことによって水道事業者の財政基盤が弱くなっているのを、それを補うために今回水道法が改正されたということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、佐世保市の水需要予測について質問がありまして、佐世保市はそういったことに怠慢ではないかというふうなご発言がありましたが、それは私の方で答えるべき立場ではありませんので、答弁は差し控えたいと思います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 でも、知る必要はあると思います。このことによって、住み続けたいっておっしゃっている川原の地権者の方達が追い出されるわけですよ。力づくで、権力によって。この権力は弱いものに振りかざされるべきも

のではないと思います。やはり、民主主義は、それは少数意見も尊重しなければならぬって先ほどもおっしゃったように、反対者の意見も尊重しなければならぬ。これが理屈にならないから地権者の方達は納得しない。そしてしかも、知事との話し合いを持ちたいってずっとおっしゃっていらっしゃる。それを町長はこの間、努力されたんでしょうか。知事に対して、川原の方達と話し合いを持ってもらえませんかという投げかけは何回されましたでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。この知事との話し合いについては、今回知事の選挙期間中の遊説の中で、地権者のお一人が直接申入れをされたということから始まったのではないかと、このように記憶いたしております。そういった中で、知事もぜひそれはお会いして話を聞いてもらいたいということはおっしゃっております、今、その話し合いをするための条件整備をしているんだということで報告を受けております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 条件整備はいつ頃整うんでしょうか。そこまではお聞きになっていませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 1つ加えておきますと、そういった条件が整えば、私が話し合いを求める以上に、知事はそういう方向性で持っておられると思います。その条件整備につきましてはいつ整うのかは、私の方ではわかっておりません。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 知事は条件付きの話し合いしか求められておりません。だからその条件を取っ払って白紙からの話し合いに、テーブルにつかれるようにぜひ進めてもらいたいと思います。これではですね、私達はずっと川棚町は彼杵、波佐見と比較されてきます。ふるさと寄附金とかですね、いろんなことを比べられてきますけれども、私は川棚町がそこまで至らない理由の1つに、この石木ダム問題があって、川棚住民が2つに分断されている、考え方を2つに分けられている。川棚町の多くの人達が賛成しているわけじゃないんですね。やはりどうあっても表に出て反対は言えない。そういう人達もた

くさんいらっしゃいますので、ぜひですね、知事に対して川棚住民の声を聞け、川原の人の声を聞けということを、再度再度追求して重ねてお願いして行ってほしいと思います。私達の一番の頼みは知事ではありませんから、一番身近にいる首長は町長です。だから、町長がどう動くか、そのことで川棚の発展にもつながるし、川原の人達も安心してこのダム問題から早く解放されていい方向に向くようにですね、努力をしていてもらいたいと思います。しかし、何が何でもですね、権力で奪うということは、全国的にもあってはならないことですし、今までもあっておりません。こういうたくさんの方の人達も、住んでいる人達もですね。今、2015年に生まれた3歳の女の子がいます。そして100歳になる男性がいらっしゃいます。この人達の顔を浮かべてですね、やはりもっと真剣に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、改正水道法について尋ねます。私は改正水道法について町長の考えをどう取り組むか、これに前のめりに、国の政策に乗っかっていくのか、そういうふうなことだけをお聞きすればよかったです。やはり水というものは安心して低廉で衛生的でなければなりません。やっぱり民間に委託されればですね、儲けがどうしても出てくるでしょうから、集落の小さいところの水道がもしかしたら閉ざされてしまうということになりかねません。私は水道法に対する町長はどう考えているか、これが取り組んでいこうと考えているのか、将来的にも取り組む考えはないっていうふうにおっしゃるのか、そこを尋ねたいと思います。端的に聞きたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。壇上でも言いましたように今回の水道法は議員がおっしゃるような改正の内容ではありません。あくまでも市町村が国から認可を受けて、そして必要であれば「コンセッション方式」といって、民間業者に業務を委託するということができることになっております。これまでの法律でもそれはできるようになっておりましたが、今回、改正されたのはその方法について、あくまでも市町村が最終責任者であると法律上明確にしたことでもあります。そういったことから、この水道法を含む改正については一定評価をしているわけでありまして、そこで川棚町がこういったことを採用するかということについては、現時点では考えておりません。

そもそも、水道事業というのは公営企業ではありますけれども、1つは福祉の面が大いにあります。そういったことから、議員がおっしゃるのは民間に委託した場合、料金が極端に上がったとかということ懸念されているようでもありますけれども、川棚町においてはそういった方向性は今のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 はい。わかりました。では3つ目です。先ほど再生可能エネルギーのことについて尋ねましたけども、私はこの通告文の中にも言うように、この新庁舎の太陽光発電のことは言っていません。本町の参入されている企業者にとっては打撃になりますということで、本庁舎の、新庁舎の太陽光のことは言うておりません。企業者の中には、川棚町にはいろいろ参入された企業の方がいらっしゃいますので、この人達の打撃になったのではないかと。だからこういうことはやるなよと私は言っているんです。そのことは理解していただきたいと思います。

そしてですね、原発に対する考えはないとおっしゃいました。国の政策であって、責任は政府にあるのであって、町として意思を、意見を表示するものではないということをおっしゃいましたけども、3月11日2時46分に東日本大震災が起こりまして、それから東京電力福島第一原発の水素爆発が起こりました。あれから8年になろうとしているんですけども、東京電力福島原発があった南相馬市とか浪江町とか双葉町とか、そういうところですね、人達の亡くなられたのがですね、直接津波とか地震で亡くなられた方が福島県内では1,605人。その後、関連して亡くなられた方が2,211人。54.7%、関連死の方が多いです。そして原発で極端に言えば自殺されたり、そういう人達は2,211人の6%がそういうふうな原発の関連で本当にふるさとに帰れないということで亡くなられた方達なんです。原発は人間の力では防ぐことはできません。そしてこの間、川棚町で2月2日に原子力防災の避難訓練がありました。松浦から60人避難して来られる予定が最終的に24名ぐらいに縮小になったんですけどもね。川棚町の地域防災計画書っていうのも、その原子力災害避難受入計画というものは本当にこんなに薄っぺらいものです。でも、避難訓練のときに松浦の人が説明された資

料をいただいたときにですね、この中に、あらかじめ自治体職員、学校、自主防災会の3者で協議しておくことが望ましいということに向こうの方から望まれているんですね。そして、この防災計画の中の第4節、避難収容活動体制計画の中にもですね、避難者を受け入れる避難所、町広報誌などを通じて日頃から住民の周知徹底を図るということにあるんですけども、この2月2日の避難訓練の際に自治会長さんとか学校関係者、教育委員会とかに避難の訓練の参加の呼びかけはされましたでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。まず前段で久保田議員の質問の趣旨が、町の施設で再生可能エネルギーの活用を図るべきではないかというふうなことで私は理解して答弁をしましたが、実はそうではないんだと。本町に参入されている方々の、いわゆる事業者の方々のことを言ったんだということで質問がありましたけれども、これについてはですね、まず参入されている事業者、あちこちあるようですけれども、この参入において、町に届け出る、あるいは県に届けるために町に書類を経由するそういったシステムが今なされておられませんので、具体的にはどこにどういった人がどういう施設を設置しているのか把握しておられません。そこで今回、議員からこういった質問をいただきましたので、担当課の方で九電にその情報を問い合わせたところ、総務課長がそういったことを聞いておりますので、あとで答えてもらいます。それから避難所については、今回項目にあがっておりませんでしたので、先ほど2点についてだけ答弁をいたしました。避難所について総務課長から答弁をさせます。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。ご質問にお答えいたします。川棚町エリア内に太陽光発電、これを連携している事業者、あるいは一般家庭もありますけれども、その件数についてはですね、29年度末現在の件数だけは情報提供いただいております。これは専門的なこととなりますので読み上げるだけですが、まず高圧という分類があります。これは50kw以上の発電能力があるもの、これはですね、規模とすれば大規模なパネルを並べる、これは相当な量になる、そういったことでイメージしていいということだったんですが、50kw以上の件数が5件。そしてその次のランクとしまして、50kw未満そし

て10kw以上、この低圧という部類が478件。478件という件数でありました。そして低圧、その下のランクですね。10kw未満の低圧が60件という件数でありました。合計しまして543件という件数で情報提供をいただいております。

しかしながら、このご質問にありますように出力抑制ですね、出力制御とも申しますが、九州電力におかれましては、議員のご質問にありましたように10月13日からですね、こちら情報提供いただいた10月24日までの間に九州エリア全体で10件の、10回の出力制御を行ったということで、これについてはホームページにも載っているということで説明を受けおります。しかしながら、これはあくまで九州全体の中の離島を除くトータルでありまして、これが例えば各県ですね、九州各県においてどれだけの制御を行った、あるいは川棚町エリアにおいてどの程度の制御を行った、そういった数字についてはですね、公表していないということでありまして、先ほど申し上げた川棚町区域内に29年度末で543件の太陽光発電の連携がありますけれども、その方達がこの出力制御によってどの程度の損失、マイナスを招いたかですね、これも把握のしようがないという状況にあります。それがまずこの打撃を受けたというご質問についての答えであります。

そして、そのあとご質問でですね、2月2日の避難訓練、これにおいて自治会、あるいは学校にですね、参加の呼びかけを行ったかというご質問がありましたけれども、この呼びかけは特には行っておりません。この訓練においてはですね、必要とする職員の体制、動員数ですね。何名のどういう職員は用意してくださいという要請を受けておりますけれども、特段自治会、あるいは学校にですね、参加を呼び掛けるということは要請はあっておりません。そしてまた、本町以外ですね、他の自治体においてもそういった取り組みでありましたので、本町として独自に行うということはしなかったというそういう状況であります。以上、お答えいたします。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 向こうから呼び掛けがなかったから要請をしなかったっていうんではなくてですね、この九州電力のこの原発に走る、前のめりになる体制にですね、本当に危機感を覚えます。先ほど言った数字をですね、本当に

抑えきれない問題です。原発はですね。だからもう安全神話にどっかりと座り込むんじゃなくてですね、やはり真剣に50km圏内の自治体としてはですね、やはり常に考えておくべきだと思います。気の緩みが私は感じられました。もっとですね、本当、この原発、ふるさとに帰りたくても帰れない、そのことが悲壮感を招いて、そして関連死という悲しい出来事になっております。こういうことが起きないように、私達の自治体ではない隣の県だからという考えではなくてですね、やはり町長として真摯に取り組んで、もっと原発反対を表明していただきたい。このことを訴えて終わらせてもらいます。終わります。

(12:17)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:17)

(…休 憩…)

(13:20)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 皆さん、こんにちは。議席番号6番、堀田一徳です。今回2問町長に質問いたします。

1 問目、職場環境の向上について。職員の皆さんは社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに柔軟かつ的確に対応されておりますが、より職場環境の向上に向けて、人材育成とコミュニケーションによる組織の活性化のため、適材適所の人事配置により、職員の勤務意欲高揚を図り、公務能率を向上させるため、以下の点を尋ねます。

①過去5年間において、職員の病休者数、長欠者数、中途退職者数の推移は。

②部署の仕事内容並びに適材適所の人員配置のための職員定員適正化計画を作成する考えはないのか。

③川棚町職員ストレスチェック実施要綱が平成28年10月31日に施行され、職員自身のストレスへの気付き及びその対処を支援し、メンタル不調となることを未然に防止する一次予防を目的とした職員ストレスチェック実施は行っているのか。

④町長に何を求めるのかわかるように職場環境の改善のため、無記名方式で職員アンケートを実施する考えはないのか。

2 問目、職員政策研究会議について。

社会情勢の急激な変化にあたり、本町がよりの確かつ具体的な対応ができるよう、行政事務の合理化及び効率化の推進並びに先駆的政策について、職員自ら調査研究をするため、川棚町役場職員政策研究会議が平成23年4月に設置されておりますが、会議での検討課題が町政に反映されているのか尋ねます。以上、質問をいたします。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 堀田議員の質問にお答えいたします。まず、職場環境の向上についてのご質問にお答えいたします。議員からは4つの点に質問をいただきましたが、まず①の過去5年間における職員の病休者数、長欠者数、それから中途退職者数の推移についてであります。職員の病休者数については、病気休暇はインフルエンザなどによる数日の休暇が多くを占めますので、そういったものを除くことといたしまして、5日以上病気休暇が平成26年度から30年度までの現時点まで合計数が延べ28件あります。

次のご質問には、長欠者とありますがご質問の意図が長期欠勤者ということであれば、平成26年度から30年度までの現時点までにおいては、該当者はありません。

中途退職者の数の推移につきましては、定年退職より前に退職した者の総数が、平成25年度から平成29年度末までの5年間で合計12名、内訳は25年度2名、26年度1名、27年度1名、28年度3名、29年度5名となっております。

②の「部署の仕事内容並びに適材適所の人員配置のための職員定員適正化計画を作成する考えはないか」についてであります。職員定員適正化計画といわれるのは、一般的に行政改革などの観点から、職員総数の削減などについて、長期計画として策定するものだと理解をいたしております。ご提言にあるような部署の仕事内容や適材適所の人員配置についての見直しは、新たな事業や制度の創設、あるいは社会情勢の変化などに対応してタイムリーに行うべきものであり、課・係等の組織変更や係員の増員、あるいは人事異動などの方法により対応をしているものであり、今までも必要性があれば年

度途中でも対応しており、計画を策定して行うものではないと判断をいたしております。そのようなことから②については策定する考えはありません。

③のストレスチェックについては、平成28年度から全職員を対象として実施をいたしております。

④の「職場環境改善に関する無記名方式での職員アンケートの実施は考えられないか」というご質問であります。職場環境の改善は職員の健康管理、健康の維持・増進のため、また、ご指摘のとおり職員の勤務意欲の高揚、公務能率の向上を図るうえで大変重要であると認識しており、労使双方の立場から広く意見を把握し、対応に努めているところであります。

実例を挙げますと、職員組合において、組合員である職員に対して改善点などについて意見集約が行われており、毎年その意見を取りまとめたうえで書面で町長に要望があるほか、団体交渉においても改善すべき実情や具体的な理由についても意見を聞き、改善を図っているものであります。このように、使用者側からの一方的な視点に偏らないよう留意いたしまして、職員から意見が出しやすいように一定の配慮をしているものであり、その点についてはご理解をいただきたいと存じます。

無記名の職員アンケートを実施してはどうかというご意見であります。改善を図るための方法論として、改善すべきその実情や改善の方策など詳しく掘り下げるのが重要であり、そうした点において無記名のアンケートは意見収集の方法としては実効性に欠けるのではないかとと思われるものであり、そのような判断から無記名の職員アンケートを実施することは考えておりません。

次に、職員政策研究会議についてのご質問にお答えいたします。川棚町役場職員政策研究会議は、平成23年4月に要綱を定め設置したものであり、以来、これまでに観光事業の活性化について、東彼杵郡三町合併について、地区担当職員制度について、財政運営の健全化、歳入確保や歳出削減についての4つのことについて調査研究を行ってきております。その中で地区担当職員制度については、職員政策研究会議の結果を受けて、平成27年度から制度を創設したものであり、財政運営の健全化については中間報告により提言されたふるさと納税についての研究結果を受け入れ、返礼品の品数の増加を図ったものであります。

検討課題が政策に反映されたかということにつきましては、具体的にはただいま申し上げました地区担当職員制度とふるさと納税に関することであり、その後、平成30年1月から役場組織全体で取り組む大事業である新庁舎建設事業に取り組むこととなったため、その建設推進会議を毎月2回開催していることから、職員政策研究会議の開催が難しくなり、現在、その開催を中断している状況にあります。新庁舎建設事業の完了後には再度会議を開催し、調査研究を進めるよう求めたいと考えております。以上、答弁いたします。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。①の方からいきたいと思います。中途退職者の数が12名程度ということですが、この中途退職者というのは希望退職も含めての話でしょうか。それとも自己都合的に、例えば若くして辞めるとか、あるいは希望退職で、だいたい2年ぐらい前に辞めるのが希望退職って思うんですけど、その前に、例えばもっと若いときにいろいろな都合で辞められたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。中途採用者というのは、一般的には、中途退職者につきましては、一般的に今、定年前退職制度として希望退職制度があります。それと、それ以外は自己都合による退職でございます。詳しくは総務課長から答弁をさせます。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 それでは補足してお答えをいたします。先ほど町長からありましたように、定年より前に毎年ですね、早期退職者の勧奨というものを求めています。これは期限内に申し出があつて、25年以上勤続している、そうした者については一部退職手当についての割増制度が受けられるというものであります。これは言いましたように25年以上というのが条件になっておりますので、該当はあるんですけども、概ねですね、いわゆる早期の退職となりますとだいたい定年の年齢よりも5年までということだと思いますとですね、それが募集の範囲ではなかろうかなという感じはします。だいたい概ねですね、定年よりも2年、3年前に辞めるという、申入れられるというパターンが多いんですが、一応、区切りとして5年以内、定年より5年以

内という区切りで申しますと、先ほど申し上げた12名の中ですね、7名いらっしゃいます。残りがそれよりも早い退職ということで自己都合ということになります。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。

そしてもう1つ、職員の病休者数ですね。インフルエンザを除く5日以上の病欠ということですが、これが職場でのストレスあたりによって、そういう中での病欠っていいですかね、そういう人あたりりもやっぱりいたんでしょうか。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。先ほど町長が申し上げました件数にですね、そういったメンタル性のものというものも含まれております。ただこれがですね、職場に原因があるのか、それともそれ以外の事情があるのか、これは非常に見極めが難しいという状況です。ですから、そういった前提でのお答えということで、あらかじめご了解をお願いしたいと思うんですが、先ほど合計がですね、26年度から30年度まで、30年度の現時点までですね、28件生じておるということで申し上げました。これはあくまで延べであります。1名のものがこの5年間で複数回というものもあります。ですからあくまでも延べということで捉えていただきたいんですが、そういうメンタル的なものですね。正式な病状は申し上げるわけにはいきませんが、それがそのうち11件延べであるという、そういう状況でございます。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。確かに今、総務課長がおっしゃるように、確かに職場環境だけのメンタルじゃないこともあると思うんですが、一概に個人的なものじゃなくて、職場でも何かそういうふうな状況ですね。例えば今言われていますパワハラとか、そういったことまで含めての、それによってある程度心身共にショックになって辞めたということは考えられなかったんですか。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 その点についてですね、いわゆるパワハラであるとか、そういう例も挙げられましたけれども、これは症例としてですね、非常に複合的

に影響してそのような、ちょっと休みを必要とするような病状になるというケースであります。ですから、原因・要因としてですね、パワハラだけに限るといっても一概には言い切れませんし、その辺、責任を持ったお答えができかねますので、そういったように諸々の要因が複合的に絡まって発症していると、そういうふうにはしかここではお答えできない状況にあります。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。

それとですね、この29年度の成果報告書の中の勸奨退職という文言があるんですけど、普通、勸奨退職っていう文言を辞書で引いてみますと、俗にいう肩たたきというふうなことが言われるわけですね。そうするとこの勸奨退職という表示が、標語がここに書くのではなくて、希望退職みたいな文言に変更できないかですね。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 勸奨という言葉の取扱いのご質問でございますけれども、これがですね制度的に、本町の場合は退職手当組合というものに退職手当の給付等委託をしております。そこでの制度上ですね、勸奨という言葉が用いられておりますので、その定義に合わせたということでありまして、これにつきましては議員がおっしゃるように、いわゆる肩たたきですね。そうとられかねないというのがありますが、それはちょっと組合の方にもですね、そういう意見がありましたというのは伝えたいと思いますが、あくまで組合全体としてどう取り組まれるかによりますので、その辺はあくまで伝えますと、そういったことでの答弁に留まらせていただきたいと思います。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。次にいきます。

定員適正化計画ですけど、これは一般的に先ほど町長が申されましたように、いろいろな新規事業とかそういった、あるいは定員の確保についての話になるかと思いますが、今から先やっぱりいろいろな、子育て支援の事業計画とか、あるいは新庁舎とかいろんな事業が関わってくるわけですね。そうするとやっぱり職員の皆さんもいろいろな事業の増加が増えてくるわけですね。そうするとやっぱり減らすばかりじゃなくて、いくらか増やす方策も考えてもいいんじゃないかと思うんですね。そうしないと、職員一

人ひとりのやっぱり事業量が増えてきますので、やはり1番の項目じゃないですけど、そういったことについてくるんじゃないかと思うんですね。その辺は増員とか、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。職員の適正化計画についてのご質問だと思うんですけど、適正化計画を定めることについては壇上で答弁いたしましたように、行政改革の一環として経費削減を図るために、職員を計画的に減らすという場合に制定がなされるものと、このように理解をしております、それはご理解をいただいたんじゃないかと思います。そういった中でただいまは、今後事務量が増えるので、それに対応した増員計画ですか、こういったものを策定する必要がないかというお尋ねでございますが、基本的には今後どういった事務がどのように増えるかは現時点ではまだ未定でございます。そういった事務事業が増える状況が発生した時点で、その増員、職員の増員についてはその都度判断をしてまいる考えであります。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。この職員定員適正化計画というのが、千葉県御宿町ですかね、そこに書いてあるんですけど、その中にですね、人事評価制度に基づく職員の人事管理とか、メンタルヘルスケアなどによる職場環境の整備とか、そういうことをずっと書いてあるわけですね。そうすると、この適正化計画をすることによって職員のいろいろな問題点とか、住民サービスの維持向上とか、そういうことまで含めた中での話が出てくると思うんですけど、そういった中でこういった計画をですね、作成することによって、職場環境あたりが良くなるんじゃないかと私は思っているんですけど、その辺はどうですか。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 議員の方から定員適正化計画というので、千葉県の方でそうした事例があるということなんですが、私その内容については存じ上げていないんですけども、町の方としてもですね、委員のお尋ねもありましたような職員のストレスチェックを行ったりとか、あるいは人事評価を行ったりとか、あるいは町長が答弁しましたように組合との交渉等もございましてですね、そういう職員の状況等について把握する機会もございますので、そうし

た計画によることなくですね、あまり硬直化することなく組織、あるいは人員についてはそのときの情勢で柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。次に③のストレスチェック機能です。これは全職員行っていらっしゃるということですが、これは臨時職員にも当てはまるのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 対象者は正規職員のみということで、臨時職員は対象としておりません。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。このストレスチェック実施を行ったあとですね、要するに町としての対応といたしますか、あるいはミーティングとか、あるいは研修とか、そういったものは行われているのでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 町の方で衛生委員会というものを作っております。実は私がその委員長になっているんですが、その場に諮りましてですね、その衛生委員会というのが理事者側、それから組合側、半々が参加しております。その中でストレスチェックの結果を出しまして、お互いその中で足りないもの等ないか議論をしているところでございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 このストレスチェックというのは、たぶんこれは全部個人にいくんだろうと思いますけど、これは集約的なものはされているんですか。要するに町として、要するにメンタルチェックを行いましたというのは、全部個人にいくわけでしょう。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それではストレスチェックの概要について、まずご理解をいただきたいと思いますので、まずこのストレスチェックにつきましては平成27年12月からスタートした義務付けになったものでありまして、50人以上の事業所ではこれは義務付けられております。それですね、この第一の目的は労働者が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためない

ようにしたり、ストレスが高い場合は医師の面接を受けて助言をもらったりするという、そういったことでうつなどのメンタルヘルスの不調を未然に防止するための仕組みです。ただ、これがですね、非常にプライバシーの方というものが重要視されておりまして、事業者が以下の行為を行うことは禁止されていますと、それも注意点としてあっております。これは例えば事業者がですね、そのストレスチェックによって、例えばその者が面接指導を受けたい旨申出を行ったこと、これによって不利益な行いをしてはいけないとかですね、あるいはストレスチェック事態をですね、受けること受けないこと、これも本人の希望です。ですから受けないことに対してですね、それに対して不利益の勧奨を進めてはいけないというのもあります。それと、このストレスチェックの結果を事業者、我々雇側ですね。これに対して提供する、しないも本人の希望となっております。ですから、全部ストレスチェックの内容はですね、基本提出がありましたら委託しておる検査機関にですね、採点をお願いいたします。そしてその結果は本人に通知をされます。その中にですね、高ストレスであるとか、ストレス上問題ないであるとかそういう所見が示されまして、点数化もされます。その中である一定水準を超えた場合ですね、要注意ですよとかそういう所見が書かれるんですが、そこが書かれた人が医師の面接指導を求めるかどうか、これも本人の自由です。そして先ほど申し上げましたように、その旨を事業者に把握させるかどうか、これも自由ですね。そういったことで、本人の意図というものが非常に厳格に守られておりますので、各職員のストレスチェックを逐一把握することはむしろできないこととなっております。それで先ほどの集計・分析につきましてもですね、あくまで無記名で傾向をグラフ上で、例えば高ストレスの者が何人いるとか、そういう分布図で我々は示されるものを衛生委員会でいろいろ協議を行うことだけですね。個々別々の判断はするものではない。そういうものがストレスチェックであると、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 ほとんど個人で、プライバシーの関係があるということですが、組織としてそういった中で、ストレスの高い職員がいる部署ですね、部署があるかと思うんですけども、そういったことの把握まではされていな

いんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 先ほど申し上げ、ちょっと補足しますが、そういった高ストレスの者がですね、どういう部署にいるか、それ自体も集計・分析で明らかにならない状況ですね。ですから、トータルでどういう傾向にあるか。どの部署に高ストレス者が多いとか少ないとか、そういったのも把握できるようなシステムになっていないということでご理解いただきたいと思います。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 難しいと思うんですけど、ある程度町としてそういった高ストレスの方が例えば2、3人いたとしますと、やはりその職場では異動するとか、そういった人材配置あたりは指導して考えていらっしゃるのですか。お尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 申し上げておりますように、このストレスチェックをですね、利用してそういう分析ですね、そういったのに個々別々に分析するのは非常に難しい制度です。したがって、このストレスチェックだけに限ってそういう配置転換、職員の変更とかですね、するなということはありません。ただ、実務的にはですね、やはりこのストレスチェックを除外してですね、例えば病休が非常に長期化しているであるとか、そういったのをあからさまに、病休がずっと長いとかですね、休職になっているとか、明らかになっていう場合はですね、むしろその方面で把握して人事上の配置の勘案に入れていると、そういうのはストレスチェック抜きにしてもですね、従来からずっとやっているところでありますので、そのように理解をいただければと思います。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。一般的に職場というのはコミュニケーションが大事っていわれておりますけど、今の川棚町役場全体で職員の皆さんは若い人とある程度年配の人とのコミュニケーションはあると思われませんか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。私共としてはコミュニケーションが取れていないという状況にはないと考えています。人事評価等につきましてもですね、各職員

について上司、課長の方がヒアリング等行いますし、もしコミュニケーションがあまり取れていないという状況であればですね、その辺はもっと風通しのいい職場づくりをしていくべきだろうとは考えております。

それと、そのストレスチェックなんですけれども、一人ひとりの職員のストレス状況がどうかっていうのを確認するというよりも、その職場全体がどういった環境にあるのか、その傾向を調べるというのが主な目的でございます。ですから仕事量が多い、あるいは一人でコントロールできない事柄がたくさんあるとかですね、その辺を全国の状況と比べてどうなのか。全体を見ますとですね、川棚町は仕事の量的負担でありますとか、仕事のコントロールについては比較的しやすい。それから先ほど言った仕事の量的負担は比較的少ない。そういった傾向は出ております。ですから、全体として全国と比べてややいい方の結果なんですけど、総務課長からも言いましたように、一人ひとりの結果というのは、本人が同意しない限りはこちらとしても把握できませんので、もしどうしてもということであれば、本人さんが同意をしたうえで、自分の職場はこういったこと、特に自分がこういったことでストレスを感じていると、そういうことは申し出ることができるし、医者の方から指導を受けることもできるという仕組みでございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。

次に4番目ですね。いろいろな労使とか職員会議あたりで話はされている、要望があがってきているということですので、それに対応しているということなんです。ただ、無記名でなぜ言ったのかということ、やはり自分はこうしてほしいとか、そういったものは人に言われたくないとか、そういうことがあると思うんですね。そうするとやはりみんなの前で言いにくい。こういうことをしてほしい、上司にも相談しにくいってなると、どうしても無記名で記入をせざるを得ないのかなという感じがしているわけですね。それともう1つ、この無記名アンケートのほかに職員提案規定っていうのが昭和34年ぐらいにできておりますけど、それとはまた別だろうと思うんですけど、環境、職場環境の改善のためにやはり言いたいこと、町長に言いたい、しかし面と向かっては言えない、そうするとやっぱり名前は出したくない、やはり無記名でいった方が、批判的ではなくて、改善をする目的でですね、そうい

うことはやっぱりした方がいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 議員のおっしゃることはよくわかります。ただ、具体的にこの職場でどういったことが不満なのか、問題があるのか、そこを把握しないとなかなか抽象的に言われても、改善しようにもなかなかできないということがあろうかと思えます。

それからおっしゃった職員提案ですね。これはいわゆる前向きな、業務効率はどういうふうに改善していこうとか、そういった話の提案を受けましょうということですので、職場の不満等を聞くのとはまた制度的には異なります。もし本当に職場、本来であれば職場の上司に不満を伝えて、こういったところをもっと直してほしいということをお願いして、上の方にあげていくっていうのが健全な姿だろうとは思いますが、言いにくければ組合の方にも言えますし、あるいは公平委員会の方に訴えるということもできますので、そうしたことを通してですね、もし何かあれば出していただければというふうに考えております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。いろいろわかりました。この問題はですね、大変だろうとは思いますが、職員の皆さんが町民や社会のために貢献していただいております。それによって、町民から信頼されたり尊敬されたりすることもあると思えますので、町民や職場から信頼される職場をですね、つくっていただきたいと思えます。

次に2問目、職員政策研究会議でございます。これは先ほど町長が言われましたように、結構新庁舎ができるまではですね、何回か会議を行ったということです。過去に、26年の6月ですかね。議会のとくに私がそういった政策研究会議の質問をした折に、今から子育て支援とか、定住策の問題がキーワードになるだろうということで研究をしてみたいというふうに町長が答弁をされましたけど、その問題は研究することは考えていらっしゃいますか。

議 長 町長。

町 長 はい。そういう発言をそのときはしておりますけれども、そ

の後、人口減少に歯止めをかけるための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたして、そしてその子育て支援などについても、具体的に取組んできておりますので、そのときお約束をしたことについては取組んでおりません。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。今から先ですね、庁舎が完成した先々ではまた会議が開催されると思うんですけど、その折にですね、今度は川棚町民、あるいは自分達が10年先、20年先の川棚町政はどうなるのかっていうことを一緒に検討をですね、そういうことも検討をしていって、やっぱり何年か計画とか、そういうことでまた事業計画を作成をしていくっていうことは考えられませんか。

議 長 町長。

町 長 はい。20年先を見込んでこの職員政策研究会議で、町民の皆さん方も含めて研究をしろということだったと思うんですけど、今、川棚町では「第5次川棚町総合計画」を策定しております、これが最終年度を迎えております。そこで、これから10年先の総合計画を策定する予定にいたしておりますので、そういう中で今後の10年先については方向性を示していく予定であります。そういったことを職員政策研究会議で研究をしていくかというふうになりますと、必ずしも現時点ではそういった余力はないように感じます。先ほど言いましたように、庁舎建設の会議を月2回定例的に持っておりますので、そういったことに現時点は力を注いでいきたいと考えております。その後、またいろんな新たな問題が発生するだろうと思いますけれども、そういったときにはまたこの職員政策研究会議を活用して議論を職員に考えさせるということも考えていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。そのときにはですね、臨機応変に研究をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(14:02)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:02)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 私は1項目について質問いたします。議席番号2番です。郡内各町のイベントについての広報の相互協力についてということで質問をいたします。

郡内の各町で各種のイベントが行われておりますけれども、3町が予め合意しておいて、各町の広報誌には、主催者から要請があれば他の2町のイベントについても掲載に協力することとしておけば、町民にとっても良いイベントを楽しむことができますし、主催者にとってもより多くの集客ができて良い結果になるのではないかと思います。2月16・17日のかわたな映画祭、川棚町公会堂で行いましたものは、波佐見町や東彼杵町からの人も来ておりました。特に「ライフ佐世保」というミニコミ誌に掲載されたために、佐世保市の人も多く来ておられました。そういった状況を見て、そのような方策を進める考えはないかということをお伺いいたします。

ちょっと補足しますが、私が言っておりますイベントということの意味合いは、各町主催のイベントではなくて、民間団体の主催で、なおかつ営利的でないものというものを私はそういう意味合いで言っております。

2月10日には波佐見町の混声合唱団の定期演奏会がありましたが、これは無料でしたけれども、大変良い内容でしたので、川棚町民にも聴いてほしかったなあというふうなことを思っております。

それから先日の2月16日・17日の川棚映画祭についてのちょっとデータを説明しておきたいと思っております。土日2日間で4本の映画を2回ずつ上映したわけでありましたが、合計8回の上映で、延べ人数は各回ごとに観客数を数えましたので、8回の合計延べ人数は1,048人です。一方、実人員として何人来られたかは、この鑑賞の手引きが何部出たかによると思われますので、この鑑賞の手引きは382人出ております。すなわち382人が1,048人になっているので、1人当たりが2.7本見ておられるという計算になります。これは前年も前々年もほぼ同じ数字であります。

それからお帰りにアンケートをお願いいたしますということで、アンケートに

答えた方が284人でした。その中にどこから来られましたかという問いを設定してあって、選択肢は町内、郡内、それ以外、というふうな3つの選択肢を置いとったわけですが、その数字を申し上げますが、284人のうち町内が146人、51.4%です。それから郡内、これはすなわち東彼杵町と波佐見町ですが35人、12.3%。それ以外、これが69人で24.3%です。24%以上の人が郡以外から来られているということで、一応、カッコ書きでどこそこという市町村名を書いてくださいとなっていたので、それも見ましたところ、佐世保市が一番多いように思いました。そのほかに大村市、長崎市、雲仙市、あるいは佐賀県の有田町、嬉野町、鹿島市、そういったようなところから来ておられました。それから、その3つの選択肢のどれにも答えておられない無回答の人が34人、12%です。先ほど町内の方が146人、51.4%と言いましたが、この無回答の人も町内の方が結構入っておられるんじゃないかと思われます。すなわち、3つの選択肢のどれにチェックすればわからなかったのじゃないかと思われるんですが、無回答の人も入れても、町内の方が6割ぐらいと。町外の方が4割ぐらいというふうな感じの状況でございます。

それから、今言いました町内の146人について、このイベントの、この映画祭のことを何で知りましたかということの設問がありました。これについての選択肢は「町の広報誌」というのと、「ポスター・チラシ」というのと、それから「知り合いから聞いた」というのと、「その他」。「その他」は新聞とかインターネットとかそういうものになると思います。これを146人の内訳についてこの数字を申し上げますと、町の広報誌で知りましたっていうのが61人で41.8%です。結構広報かわたなの効果が大いのではないかと考えております。それからポスター・チラシでっていうのが28人、19.2%。知り合いから聞いたっていうのは51人、34.9%。これはいろんなところにチケット販売をお願いしておりましたから、そういう人達からの働きかけがあったと思います。その他が3人で2.1%、無回答が3人で2.1%となっております。このように非常に町の広報誌はですね、町民に対しては非常に広報効果が大いと思っておりますので、その広報誌に掲載していただければより大きな効果があるんじゃないかと思う次第でございます。

なお、今回は、町の方から町づくり団体支援事業補助金をいただいて、観覧料金を従来より下げて500円といたしましたのですけれども、そのおかげで観客数が増えたのではないかと考えられますことを付け加えます。以上、質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 田口議員の郡内各町のイベントについての広報の相互協力についてのご質問にお答えいたします。

本町などが主催するイベントの広報につきましては、各種イベントについて広く町民の皆様に周知をし、なるべく多くの皆様にご来場いただけるよう、タイムリーな紙面作りに毎回努めているところであります。議員からは各町の広報誌において主催者から要請があれば、他の2町のイベントについても掲載に協力するよう、あらかじめ3町が合意しておくことにより、相互に協力して集客を図ってはどうかという、このようなご提言でございます。

そこでこれは事前通告をいただきましたので、早速他の二町のイベントについての広報の方法などについて調査を行ったところ、イベントの広報は原則としてイベントごとに開催チラシを作成し、それを広報誌の配布に合わせて配布するという方法を取っているということでありました。本町におけるイベントに係る広報の方法としては、イベントごとに開催チラシを作成して配布する方法ではなく、原則として町広報誌の紙面の中に掲載することにより行っているものであります。その点において、他の2町と方法が異なっているものであります。

かつては他の2町のように本町におきましてもイベントごとにチラシを作成して配布を行っておりましたが、あるいは主催者団体から要請があつて配布をしておりましたが、各自治会から配布物が多すぎるのでというご意見が寄せられ、平成23年12月に正式な文書により、配布物をできるだけ少なく、広報かわたなに掲載するよう要望をいただいたことを受け、現在の広報となっております。そのようなことから、イベントの広報の方法が異なっておりますので、その点において相互に広報誌への掲載を協力するという方法は難しいものと、このように判断をいたしております。

また、毎月の広報誌の編集においては、各課から寄せられる情報を限られたスペースの中に組み込むことに大変苦勞しており、現在でも紙面の都合

上、各種イベントの記事を1ページ全面使うことが難しいときは、やむを得ず2分の1や4分の1に縮小して掲載しているものもあり、ページ数を増やさない限り他町のイベント記事のために紙面を確保することは大変難しい状況にあります。他の2町におきましても、紙面の確保に苦勞している事情は同様とのことであり、相互に記事を掲載し合うためにはページ数の増加、すなわち必要とする予算の増額につながり、対応は難しいということでありました。

以上のようなことから、現行では本町とのイベントの掲載方法の違いがあること、各町の経費増加につながることなどから、これらの費用対効果を考えると、ご提言いただいたような各町のイベントに係る広報の相互協力は難しいものと判断をいたしております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 広報の方式が違うっていうことと、確かに紙面が限られているという、そういう実際の事情はよくわかるんですけども、私はですね、何かの方法があるのではないかなと思ったりしていますし、その方法が違えばなら違うであってもですね、チラシを、波佐見町と東彼杵町はチラシを挟む方式であれば、主催者としては必要な部数持って行けばいいだけの話なので、挟んでくださいと言えるんですけども。方式が違って主催者側はやりようがあるとは思いますが。なので、まずその趣旨ですけどね、他の2町でもそうやって良いイベントがなされているので、町民にも聞いてもらいたいなということもあるわけです。私は映画の主催をしているんですけど、他町からも来てもらったらそれはそれで収益が上がるなという感じはあるにはあるんですけどもですね。やっぱり、お互い協力して、せめて郡内ぐらいはですね、良いイベントを鑑賞していただきたいという気持ちがあるんで、その趣旨についてはどうですかね。そう思いませんかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。趣旨についてはなんとなくわかります。壇上で言いましたように、以前は川棚町も町が主催するイベント、それから広報誌に載せていこうというイベント、そういったものについては広報誌とは別冊にチラシを作って、各地区の総代さんに配布をお願いしておりました。先ほど

言いましたように、この配布物が非常に多いと。そしてまた、タイムリーに配布をしてもらう必要がありますので、確か月に2回ほど配布をしたような時期もありました。そういったことから、総代さんの負担軽減を図るために月に1回、できるだけいろんなイベントも広報誌を通じて紹介しようということに決めております。そういった経過もありますので、これを今、議員がおっしゃるような趣旨のもと、各町と連携して取り組むということは非常に難しい状況であります。

先ほど理由の中に、紙面の都合もあるということで、この紙面を増やせば経費増になるということも申し上げましたけれども、これは費用対効果を考えますと、一定効果があれば紙面を増やしてそういった対応もできるかもしれないけれども、現状ではとにかく3町方法が違いますので、連携することは難しいと思います。なお、これについては事前通告がなかったので、その後早速各3町の総務課長あたりがいろいろ議論をしながら今答弁をしておりますので、その経過等も、もし再質問があれば総務課長の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 ちょっと経過についての説明ですが、先ほど町長が総務課長レベルでということで申し上げましたけれども、私が広報担当者に命じてですね、各町の広報担当者レベルで協議をしてみなさいということをおっしゃっています。ですから各町がですね、総務課長に取り次いでいるかどうかまでは把握しておりませんが、実務的にはやはり実務担当者レベルですね、まず検討していただいた方が早いということでそういう指示を出したという状況であります。以上、ちょっと補足して説明をした次第です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 このことはですね、やはりそういうふうにするにしてもですね、3町できちんと話を、合意しておかないとかなり難しいであろうなって私も思うんです。というのは、ポンとこの川棚町広報誌に波佐見のイベントのことがポンと載っていたならば、何でと、おい達の税金で他の町のことを載せるのかというふうに批判も出ますのでですね。勝手にするのはですね。やはり3町で合意しましたと、協力しますというふうなことが、合意がなされてからしないことにはですね、難しいというふうなことは思うんですけれ

ども、何か要するに、そういう方向に持って行った方が町民のためには良いのではないかという、そこのところをですね、考えていただきたいなと思うわけです。ので、実務的な難しさがあるにしても、何か方法がないのかなという気がするものですから、重ねて聞いているんですけども、そういう趣旨に何とか応えることはできませんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。極めて難しいと思います。今、議員が求められているように、3町の広報誌に、それぞれの町の主催するイベント、あるいはそれぞれの町の団体が主催するイベント、それは公益性に限って、公益性があるものに限るわけでありましてけれども、こういったイベントを広報誌にまとめて掲載するとなりますと、本来広報で川棚町が町民の皆様方にお知らせをする内容について、十分伝わっていくのだろうか。要するに紙面が多くなりますので、半分はそのイベントの広報になってしまいますので、本来住民の皆様方にお伝えすることが非常に希薄になっていくんじゃないかという懸念もあります。そういった懸念もありますので、なかなか難しいと思うんですけども、そういったことを考えますと、この3町のイベントだけを広報するための、そういった広報誌を3町で作っていけば、田口議員のその希望に叶えられるんじゃないかというふうに今思いましたので、これからちょっと3町と協議をしていきたいと思えます。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 念のため、今、私もその主催者が各町ごとに、各町のどっかにあるという頭で質問をしておるんですけども、もしその3町の、郡内のいろんな有志の人達が合同でつくった主催団体であれば、どのような扱いになるのでしょうかね。仮の、仮ですけども、川棚町的主催団体じゃなくて、3町合同の郡内の主催団体という形のものもあり得ますよね。3町の有志の人が集まって何かやりましょうというときに。そういったものの扱いについてはどうのように考えられますかね。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 先ほど田口議員のご質問で、3町が合同して主催されているというご質問だったんですが、例えば一例としましてはですね、東彼合唱祭

であるとか、あるいは私の記憶では各文化協会なりが合同です、3町持ち回りでやるという方法でありまして、場所は持ち回りで川棚にも3回に1回しか来ませんけれども、各町、他の2町であるときも広報にはなるだけ紙面を割いて載せているのではないかと思います。ですから、やはりですね、広報はものによりけりと言いますか、これは町民の方々に広く知っていただいた方がいいといった場合はですね、やはり紙面は大きくなる傾向にありますし、その程度が低いとやはり縮小せざるを得ない。この紙面作りに日々、毎月ですね、編集で非常に苦勞をしているところです。ですから一切載せないという言い方はしませんけれども、ただ、そのために紙面を確保できる協定かっていうのはですね、まずもって難しいのではないかと考えております。

それでその辺ですね、先ほどこのことに関してですね、決め方ということで、私から広報担当者の方に協議をするように持ちかけたというのはですね、例えばこうしたことがやはりトップダウン方式よりもですね、まずは実務レベルで調整可能かどうか判断して、ボトムアップのやり方で決めた方が一番適切なことじゃないかなということで、私がそう指示を出したところがあります。ですからこれを上の方から命じてやるとなると、どうしてももうそれは予算と人材をどうにかするということになりますので、そうじゃなしに工夫をしながらやるにはどうしたらいいかということで、そういったアプローチをただけなんですよね。ですから、3町合同の主催であるとかですね、そういった性格によってはですね、やはりクローズアップは当然検討すべきであろうと思いますし、そういった編集についてはですね、やはり従来どおり一任をいただければと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 そういう、今、いろんな連携協定とか結んだりというふうにして、連携してやっていこうというような時代ですのでですね、こういうテーマについても提起をしておきたいと思っておりますのでですね、3町連携してそういう対応ができないのかなというふうなことをですね、引き続きご検討をいただきたいと思っております。引き続きご検討いただけますでしょうか。その点をお聞きします。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。今のやり方では3町それぞれ方法が違いますので、今の広報誌にそれぞれ三町のイベントすべてを載せるということは極めて難しいと思います。したがって、連携ということは今後はやっぱり図っていく必要がありますので、イベント情報誌あたりを3町で発行すれば、そういった問題が解決できますので、そういうことを今後担当の方に指示をして、そして研究を進めるようにいたしたいと存じます。以上でございます。

2 番 田 口 終わります。

(1 4 : 4 0)

議 長 次に、村井達己議員。

1 3 番 村 井 議席番号13番、村井です。私は戦時遺構のジオラマ作成について質問をいたします。平成24年6月定例会において同様の質問をいたしました。現在は教育長も代わられ、また、新庁舎建設に伴い資料館の第二別館移転等も計画をされておりますので、改めて本日質問をさせていただきます。

戦後73年が経過した現在でも、町内には数多くの戦争歴史の証人である戦時遺構が点在をしております。昭和15、6年当時、人口わずか7,500人程度だったこの静かな川棚町に川棚海軍工廠が設立をされ、九州各地から男女問わず、強制的に工員として集められ、昭和18年頃には人口3万人弱に増えたとも言われております。また、それに伴い、水道をはじめとするインフラ整備、病院、工員宿舎や工員養成所等が次々に建設をされたことが、今ある川棚町の姿の基礎となっているものと思います。

その貴重な戦時遺構も、それぞれ個人所有の土地の中にも点在をしており、個人的に保存していくのは不可能です。

また、近年注目を浴びている片島魚雷発射試験場跡地は、風化するまま残していくという方針であり、いずれにしても現状を保存していくには莫大な経費がかかることや諸事情からも困難であります。

戦争を体験された方や歴史を語り継がれている史談会の皆様も高齢化していく中、このままでは戦争によって大きく変わった本町の歴史が継承しにくいのではないかと危惧されます。また、これまでも民有地の中にある戦時

遺構が所有者のやむを得ない事情により取り除かれ、今となってはどこにどういった遺構があったのかわからない箇所も出てきております。このような状況は今後ますます増えていくであろうと予想されます。

そこで町内各所に点在する戦時遺構を集約したジオラマを作成し、平和学習はもちろんのこと観光面での利用、また、本町の歴史の継承に活用できないか、次の2点について質問をいたします。

1つ、平成24年6月定例会において同様の質問に対し、当時の教育長が「現在の資料館は耐震化ができておらず、資料館を将来的にどう整備していくか、教育委員会としての大きな課題である。資料館の整備を検討していく中で、ジオラマの作成を是非考えていきたい」と答弁をされました。当時の教育長からの申送りも含め、ジオラマ作成について検討はされているのかお尋ねをいたします。

2つ目、平成32年度3月末の完成を目標に、現在、新庁舎建設計画が動き出しており、それに関連して第二別館を活用した資料館の整備も計画されております。町内・町外を問わず、多くの方により川棚町を知っていただけるよう、戦時遺構のジオラマを作成し、資料館あるいは新庁舎内に設置できないかお尋ねをし、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 ただいま、村井議員の方から質問がありました件につきましては、町長と教育長に質問をいただいておりますけど、基本的には教育委員会所管でありますので、教育長の方で答弁をさせますのでよろしく願います。

議 長 教育長。

教 育 長 村井議員からのご質問について、1番、2番まとめて回答させていただきます。

戦時遺構のジオラマ作成については、平成24年6月の定例会において、確かに当時の教育長がぜひ考えていきたいとの答弁を行っております。その中では、現在の郷土資料館の整備を検討していく中で、ジオラマの作成をぜひ考えていきたいと回答しており、その後、新庁舎建設の関係から現在、郷土資料館の移転整備が具体的に動き出している状況であります。郷土資料館に現在ある収蔵品については、新庁舎が完成するまでの間、郷土資料館の2階

と浄水場の建物に保管されます。新庁舎完成後は、現在の郷土資料館は取り壊される計画ですので、第二別館が耐震工事等の整備が行われたあとに移転するといった予定になっています。

第二別館への移転後の収蔵品の展示、配置等については、今後、第二別館の整備計画の内容など、具体的に施設の様子が明確になってから展示、配置計画を進めてまいりたいと思います。それまでに現状の収蔵品等の確認や点検を行い、展示すべき民族的・歴史的な収蔵品や資料等を精査、吟味しなければならないと考えています。しかし、教育委員会に専門的知識を有しているものがいませんので、史談会や県の学芸員など、有識者の力を借りなければならず、大変な作業になるかと思われます。その収蔵品の中には特攻艇「震洋」の模型や、戦時中の文献、写真など、戦時中の関係資料も数多くあることから、戦時コーナー等を設置するなど、その展示方法を検討する中で、合わせてジオラマの作成についてもその規模や精度、制作費用、活用方法等、有識者の意見を聞くなどして十分に検討していきたいと考えます。

2つ目のご質問の中の新庁舎内の設置についてご質問されておられますが、ジオラマについて私もインターネット等で調べてみました。いろいろな会社で製作されたジオラマの見本を見てみますと、私自身もジオラマのすばらしさに、ジオラマの資料としての有効性を感じましたし、ジオラマを作ることができたらすばらしいなと思いました。そして、もし作成することができたら、広く町民の方々に見ていただいた方が望ましいとも思いました。新庁舎の玄関ホールの一隅に展示していただくと、来庁された方々に川棚町のことを広く知っていただけるとともに、戦時遺構についても学べるのではないかと考えます。子ども達の平和学習のみならず、合わせて新庁舎の落成の記念にもなるのではないかと考えます。

とはいえ、ジオラマ作成についてはかなりの経費がかかるようです。先にも述べましたが、規模や精度、制作費用、活用方法等、今後調査研究を進め、改めて検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 私は財政上厳しいので今は考えて検討もできないという答弁を期待して、頭の中でおろまして、検討していくというご答弁でしたので、

もともと私は作っていただけるのか、検討していただけるのか、ただ2点の質問でしたので、検討していただくということだったので、これ以上無理押し
の質問は差し控えますけれども、少しですね、もう少し早めに検討して
いただきたいと思いますという思いがありますので、少しだけお話をさせていただきます。

現在、遺構のガイドをされておりますが、昨年から8名のボランティア
ガイドというのを養成をされて活動されておりました。そういった中で、
今、実際ガイドをしていただいているのは、片島の魚雷発射試験場跡、それ
から特攻殉国の碑だと思えます。というのも、駐車場の関係がございますの
で、それ以外にもたくさんあるんですけども、そういったところしかでき
ないのかなという懸念もしております。しかしながら、どんどんボランティ
アガイドさんの活躍もありますし、行政の周知、広報の仕方もあったんで
しょう。これまでに団体、小学生、町内外からを含めると11団体、40
0人という人がこの見学者として訪れられております。私は片島、それか
ら特攻殉国の碑以外にもまだたくさんあるんですが、そこをですね、やはり
案内したくてもできない状況がある。そういった中で、いかに川棚の戦時遺
構を皆さんに広く知っていただけるかというようなことで、ぜひそのジオラ
マ作成というのが一番いい方法なのかなという気がしております。これか
ら検討していただくんですが、この戦時遺構を広く知っていただくために、
ジオラマ検討、同時にそれ以外の何か、こういったことを周知するというよ
うなことを何か考えがございましたでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 ジオラマの経費についてはですね、私もいろいろ調べてみま
した。ある会社の方では、割と小さいもので30万円からというふうになっ
ておりました。そこでこういういろいろ経費削減について考えたわけなんですけ
ど、町長室とか役場庁舎、階段のところに航空写真がありますですね。あれ
を全面に貼ると、一面、川棚町の様子が具体的にわかります。そこに戦時遺
構の場所等を表示しまして、今度はジオラマ作成の方でいくと、建物の作製
というところになると、若干ですね、建物の方は安くなっているんですね。
ですから、特攻殉国の碑とか、片島の魚雷発射場跡とかというのを製作して
いくと、若干、若干というかかなり安く、建物を特化してですね、写真と航

空写真とこうしていくと建物の様子もわかりますし、費用も抑えられるというところで有効ではないかなと思っているところです。ですから、ボランティアガイドの方々の協力も得なくてははいけませんし、川棚町内においては子ども達の平和学習に取り入れていくということで、従前から答えさせていただいているところですので、史談会の方々とか、県の学芸文化課の力も借りたりしながらですね、そういったことをしていかななくてはいけないと思います。ただ、今回、庁舎建設のため現在の資料も全部移転しなくてははいけませんので、また、収蔵品もバラバラになったり、管理がしにくくなってくると思いますのでですね、またその計画については改めて教育委員会なり史談会なり、いろんな方々のお力を借りながら考えていきたいと思っているところです。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 はい。検討していただくと前向きに答弁いただいております。展示場所をどこにするか、朝から福田議員の質問の中に図書館は無理でも、スペース的に図書館は無理だろうというようなことを言われまして、じゃあジオラマぐらいは設置できるのかなと。

私も実際インターネットでジオラマの製作会社に電話をして、どれくらいかかるのか聞いたんですけれども、やはり口頭では難しいと。大きさもあるし、内容的なもの、地図的なものがないとちょっと計算はできませんといわれたんですけれども、今言われるように大きいものから小さいものまで、内容によってはそう経費がかからないのかなというようなこともあります。ですから、ぜひ両方含めて、どうせ作るんだったら少し良いものを作ってくださいなんですけれども、本当に、もう1つ言いたいのはですね、今、町内の、町内に住んでおられる方も結構知らないんですね。戦時遺構。どこにどんなものがあるか。本当にこれは、私も前から言っているんですけれども、まず、町民の皆様も知っていただくことが、他所から来ていただくことにもつながるんだろうと思っていますので、このジオラマの製作というのは、一番私が望んでいるのが資料館ですけれども、新庁舎ができたときに玄関ホールに置けば、今、小さな子ども達を現場に案内していくというのは非常に大変だと思うんです。小学生の低学年とか、まだ子どもさん達を団体で現場に連れて行くのは難しいんでしょうけれども、このジオラマがそういった

